

官報 号外 昭和五十二年四月十六日

○第八十回 參議院會議錄第九号

昭和五十二年四月十六日(土曜日)

午後二時八分開議

○議事日程 第九号

昭和五十二年四月十六日

午後二時開議

第一 千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件

第二 税関における扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件

第三 改正の受諾について承認を求めるの件

第四 がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件

第五 渔港法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 松くい虫防除特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第七 社債発行限度暫定措置法案(内閣提出)

第八 証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 石炭節業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 貴金属特別会計法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、故議員亘四郎君に対し弔詞贈呈の件

二、故議員亘四郎君に対する追悼の辞

三、昭和五十二年度一般会計予算

四、昭和五十二年度特別会計予算

五、昭和五十二年度政府関係機関予算

六、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

七、議院法制局法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

八、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。
議員亘四郎君は、去る四日逝去せられました。
まことに痛惜哀悼の至りにたえません。
同君に対しましては、すでに弔詞を贈呈いたしました。
ここにその弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は議員正三位、一等亘四郎君の長逝に對しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます。

けました。

あるとき、操業中に過って船と船との間に落ちたことがあります。泳ぎが達者であったために、船底をくぐり抜けて九死に一生を得たとのことです。

昨今、ソ連の二百海里宣言によつて日ソ間の漁業交渉はにわかに緊迫の度を加えておりますが、亘君は北洋漁業に関する権威者の一人で、北洋漁業の将来に深い憂いを抱いておられました。

政治家としての亘君は、戦後、鳩山一郎先輩の当選されました。衆議院時代の亘君は、社会労働一年の総選挙以来、八期にわたつて衆議院議員に當選されました。この間、厚生政務次官、社会保険制度審議会委員等を歴任し、社会福祉の向上のために心血を注ぎ、福祉の亘とまで言われました。

○戸叶武君 本院議員亘四郎君は、去る四日、心筋梗塞のため急逝されました。つい先日までお元気で登院されており、全く予想だにいたさなかつたことで、まことに哀惜にたえません。

私は、皆様の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで追悼の言葉をささげたいと思います。亘四郎君は、明治三十二年十一月、新潟県三条市の素封家堤清七氏の四男として出生され、幼くして寺泊の回船問屋亘家の養子となり、三条中学校時代は、あの小柄な体で相撲に、柔道に、向こうところ敵なく、きかん坊で、けんか四郎の勇名をとどろかせました。

中学校を終わるや否や、海外留学を志し、十七歳にして自身アメリカ東部のラットガース大学に入学、建築、数学を学ぶ傍ら、アメリカンフットボールのクラブに入つて活躍し、また水泳の対校試合に優勝してメダルを獲得したこともありました。亘君が耳が不自由になつたのは、フットボールの事故がもとであつたということです。八年間の留学を終えて帰國するや、直ちに長兄堤清六氏を創始者とする日魯漁業に入社、サケ・マスの独航船に乗り組んで北洋の远洋漁業に出かけました。

本院では、外務委員会と沖縄及び北方問題に関

する特別委員会に属し、最近は、鬼頭判事補の弾劾裁判で第一代理裁判長として重責を果たされました。

委員会における亘君の態度は、みずから進んで質問されるよりは、むしろ愛用の補聴器を前に置いて、同僚議員の論議に静かに耳を傾ける風ありました。しかし、委員会にはほとんど欠席されたことがなく、かつ最後まで退席されないそのお姿は、まことに感服に値するものがありました。

亘君は、童顔童心の人で、郷里の生んだ良寛さんのような心の美しい人でした。この正義感の強い清潔な政治家は、学識経験者として参議院議員たる者はかくあれと身をもつて範を示されたのです。

また、亘君は、人々に対して情愛の深い人物で、特に一月前、多くのきょうだいのうち、ただ一人健在であった故平塚常次郎氏の夫人、姉上のヨシさんが亡くなられたときは、大きなショックを受けた模様でした。

公的責務である鬼頭裁判のため、最も畏敬した姉の葬式に参列できなかつたことを、外務委員会の五日前に繰り返して残念がつておられました。くしくも、姉上が亡くなつたその命日の日に、並びに裁判官彈劾裁判員の同僚であつた私に、死の因縁と言わねばなりません。

亘君は、このお姉さんだけでなく、その伴侶たる静子夫人をも平常慈母観音とあがめ、夫婦仲のむつまじい点で天下一のフェミニストの実践者の範をたれました。

謹んで私たちちは亘君の靈の安らからんことを祈りますが、遺族の方にお願いしたいことは、後に残された慈母観音子女未亡人を大切に見守つてください。

亘君よ、さようなら。あなたの刻んだ年輪の深さに加え、その一生は、まさしくいぶし銀のような貴重な生涯でした。

これをもつて追悼の言葉といたします。(拍手)

議事日程追加の件

昭和五十二年度一般会計予算外二件

ることを政策課題として、(1)財政規模については、財政体質の改善を図りつつ、景気の着実な回復に資するよう適度なものとし、(2)所得税及び住民税について減税を行う一方、租税特別措置の整理合理化等所要の措置を講じ、(3)財政の健全化を推進するとともに、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、(4)経済情勢の推移に対応して機動的・彈力的な運営を図ることを基本方針として編成されたものである。

一般会計予算においては、歳入面で、財政年度三千五百三十億円、平年度三千百六十億円を行なう一方、印紙税及び登録免許税について税率の引上げ等を行うこととしている。歳出面では景気の回復をより一層確実なものとするために公共事業を充実し、社会保障においては、その充実を図るとともに現行の制度や施策について見直しを行い、合理化を図ることとしている。さらに、各党の合意に応じ各種年金、恩給等の改善、実施時期の繰上げ等を行うこと、その財源措置は予備費の減額で賄うこととの政府修正を行つた。

一般会計予算の総額は歳入歳出とも二十八兆五千百四十二億七千十四万五千円であり、一般会計予算と特別会計予算との純計額は歳入五六兆七千三十一億八千四百三十万円、歳出五六兆三千二百九十六億八千二百一十九万五千円である。

なお、特別会計の数は、中小企業融資保証保険特別会計が廃止されたことによつて、電源対策促進特別会計ほか三十九となつた。

また、政府関係機関の数は、日本専売公社はか十四で昨年度と同数である。

右の措置はおおむね妥当なものと認める。

昭和五十二年度一般会計予算
右は本院において可決した。

昭和五十二年三月十八日
参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 保利 茂

昭和五十二年度特別会計予算
右は本院において可決した。

昭和五十二年三月十八日
参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 保利 茂

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、昭和五十二年度一般会計予算
昭和五十二年度政府関係機関予算
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長小川半次君。

○審査報告書
昭和五十二年度一般会計予算
昭和五十二年度政府関係機関予算
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年四月十六日
参議院議長 河野 謙三殿
予算委員長 小川 半次

昭和五十二年度政府関係機関予算
右は本院において可決した。

昭和五十二年三月十八日
参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 保利 茂

○小川半次君登壇 (拍手)
要領書
一、委員会の決定の理由
昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算並びに財政投融資計画は、我が國経済が石油危機以降三年間にわたつたいわゆる調整過程を経過し、同様の困難を経た先進諸国の中にあります。比較的順調な回復基調をたどりつつあるものの、昭和五十一年春以降回復のテンポが緩慢化しており、またその回復状況は、業種・地域

の改善、実施時期の繰上げ等を行なうこと、その財源措置は予備費の減額で賄うこととしていた。さらには、各党の合意に応じ各種年金、恩給等の改善、実施時期の繰上げ等を行なうこととしていた。さらに、各党の合意に応じ各種年金、恩給等の改善、実施時期の繰上げ等を行なうこととしていた。さらには、各党の合意に応じ各種年金、恩給等の改善、実施時期の繰上げ等を行なうこととしていた。

○小川半次君登壇 (拍手)
要領書
一、委員会の決定の理由
昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算並びに財政投融資計画は、我が國経済が石油危機以降三年間にわたつたいわゆる調整過程を経過し、同様の困難を経た先進諸国の中にあります。比較的順調な回復基調をたどりつつあるものの、昭和五十一年春以降回復のテンポが緩慢化しており、またその回復状況は、業種・地域

の改善、実施時期の繰上げ等を行なうこととしていた。さらには、各党の合意に応じ各種年金、恩給等の改善、実施時期の繰上げ等を行なうこととしていた。さらには、各党の合意に応じ各種年金、恩給等の改善、実施時期の繰上げ等を行なうこととしていた。

○小川半次君登壇 (拍手)
要領書
一、委員会の決定の理由
昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算並びに財政投融資計画は、我が國経済が石油危機以降三年間にわたつたいわゆる調整過程を経過し、同様の困難を経た先進諸国の中にあります。比較的順調な回復基調をたどりつつあるものの、昭和五十一年春以降回復のテンポが緩慢化しており、またその回復状況は、業種・地域

の改善、実施時期の繰上げ等を行なうこととしていた。さらには、各党の合意に応じ各種年金、恩給等の改善、実施時期の繰上げ等を行なうこととしていた。さらには、各党の合意に応じ各種年金、恩給等の改善、実施時期の繰上げ等を行なうこととしていた。

○小川半次君登壇 (拍手)
要領書
一、委員会の決定の理由
昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算並びに財政投融資計画は、我が國経済が石油危機以降三年間にわたつたいわゆる調整過程を経過し、同様の困難を経た先進諸国の中にあります。比較的順調な回復基調をたどりつつあるものの、昭和五十一年春以降回復のテンポが緩慢化しており、またその回復状況は、業種・地域

り、衆議院審査段階において、与野党の合意に基づき所要の政府修正の行なわれたことを申し添えておきます。

自來、本日まで委員会を開くこと十七回、その間、三月二十三日に札幌、大阪、福岡の三ヵ所で、当委員会としては初めての地方公聴会を開き、さらに教育、地方財政問題について集中審議を行つたほか、中央公聴会、分科会を開くなど、終始意欲的に審議を行つてまいりました。

以下、委員会における主な質疑について、その要旨を申し上げます。

まず、本委員会勢頭に行なわれることになった日米首脳会談のための総理訪米問題について、「目的はともあれ、この時期の総理訪米は、われわれにとって非常に不満である。その中心議題は何であるか。アメリカから輸入増の約束を強いられたるが、政府は今後の景気動向をどのように見ていてあるか。輸出主導型の昨年の経済運営は国内需要拡大型に転換することによって、景気の回復と国際協調を図るとしているが、個人消費支出の伸び悩み、民間設備投資の低迷等から判断して、内需拡大型の景気回復はむずかしいのではないか。ひいては、五十二年度政府経済見通しの実質G.N.P.六・七%の成長は困難じゃないか。また、五十一年度の消費者物価の上昇率は八%台に抑えると安定はいつまで待ても実現しないのではないか」との質疑がありました。

これに対し福田総理大臣より、「私の訪米日程については、予算審議の見通しを誤り、御迷惑をかけ、申しわけない。今回の首脳会談の目的は、両国とも新政権発足の機会に友好、協力を誓い合い、大統領の新政策決定前に日米間の調整を行うとともに、世界的規模の問題を幅広く討議するものである」との答弁があり、帰國直後の委員会で、「日米会談は世界経済の問題、核時代の世界平和の問題等十分その成果を上げ、日米両国のために世界のために有意義な会談であった。御心配のアメリカからの荷物は一つも持つて帰らなかつた。朝鮮半島に対する認識は従来と変わらないが、南北の対話をさらに進められるべきであるというが日米双方の考え方である。米地上軍の韓国撤退については、朝鮮半島の平和を損なうことのないよう、削減という方法で現実的な処理をするとの意向であった。核兵器を廃絶したいとのカーチー

り、衆議院審査段階において、与野党の合意に基づき所要の政府修正の行なわれたことを申し添えておきます。

自來、本日まで委員会を開くこと十七回、その間、三月二十三日に札幌、大阪、福岡の三ヵ所で、当委員会としては初めての地方公聴会を開き、さらに教育、地方財政問題について集中審議を行つたほか、中央公聴会、分科会を開くなど、終始意欲的に審議を行つてまいりました。

以下、委員会における主な質疑について、その要旨を申し上げます。

まず、本委員会勢頭に行なわれることになった日米首脳会談のための総理訪米問題について、「目的はともあれ、この時期の総理訪米は、われわれにとって非常に不満である。その中心議題は何であるか。アメリカから輸入増の約束を強いられたるが、政府は今後の景気動向をどのように見ていてあるか。輸出主導型の昨年の経済運営は国内需要拡大型に転換することによって、景気の回復と国際協調を図るとしているが、個人消費支出の伸び悩み、民間設備投資の低迷等から判断して、内需拡大型の景気回復はむずかしいのではないか。ひいては、五十二年度政府経済見通しの実質G.N.P.六・七%の成長は困難じゃないか。また、五十一

次に、財政経済問題に関する質疑として、「五十年後半からの景気停滞はますます悪化していくが、政府は今後の景気動向をどのように見ていてあるか。輸出主導型の昨年の経済運営は国内需要拡大型に転換することによって、景気の回復と国際協調を図るとしているが、個人消費支出の伸び悩み、民間設備投資の低迷等から判断して、内需拡大型の景気回復はむずかしいのではないか。ひいては、五十二年度政府経済見通しの実質G.N.P.六・七%の成長は困難じゃないか。また、五十一

次に、財政経済問題に関する質疑として、「五十年後半からの景気停滞はますます悪化していくが、政府は今後の景気動向をどのように見ていてあるか。輸出主導型の昨年の経済運営は国内需要拡大型に転換することによって、景気の回復と国際協調を図るとしているが、個人消費支出の伸び悩み、民間設備投資の低迷等から判断して、内需拡大型の景気回復はむずかしいのではないか。ひいては、五十二年度政府経済見通しの実質G.N.P.六・七%の成長は困難じゃないか。また、五十一

次に、財政経済問題に関する質疑として、「五十年後半からの景気停滞はますます悪化していくが、政府は今後の景気動向をどのように見ていてあるか。輸出主導型の昨年の経済運営は国内需要拡大型に転換することによって、景気の回復と国際協調を図るとしているが、個人消費支出の伸び悩み、民間設備投資の低迷等から判断して、内需拡大型の景気回復はむずかしいのではないか。ひいては、五十二年度政府経済見通しの実質G.N.P.六・七%の成長は困難じゃないか。また、五十一

次に、財政経済問題に関する質疑として、「五十年後半からの景気停滞はますます悪化していくが、政府は今後の景気動向をどのように見ていてあるか。輸出主導型の昨年の経済運営は国内需要拡大型に転換することによって、景気の回復と国際協調を図るとしているが、個人消費支出の伸び悩み、民間設備投資の低迷等から判断して、内需拡大型の景気回復はむずかしいのではないか。ひいては、五十二年度政府経済見通しの実質G.N.P.六・七%の成長は困難じゃないか。また、五十一

次に、財政経済問題に関する質疑として、「五十年後半からの景気停滞はますます悪化していくが、政府は今後の景気動向をどのように見ていてあるか。輸出主導型の昨年の経済運営は国内需要拡大型に転換することによって、景気の回復と国際協調を図るとしているが、個人消費支出の伸び悩み、民間設備投資の低迷等から判断して、内需拡大型の景気回復はむずかしいのではないか。ひいては、五十二年度政府経済見通しの実質G.N.P.六・七%の成長は困難じゃないか。また、五十一

三から五十五年度までの各年度の税の增收額は五億の核の平和利用は、エネルギー基盤の脆弱なわが国としては不可欠の問題で、これが現在の米国のためにも、先進工業国の中で比較的安定している考え方により、不平等な形で阻害され、わが国益が損われかねないおそれもあるので、多くの時間がとり、強く指摘し、引き続き両国間で核燃料再処理問題を協議することとなつた」旨の報告が行なわれました。

次に、財政経済問題に関する質疑として、「五十年後半からの景気停滞はますます悪化していくが、政府は今後の景気動向をどのように見ていてあるか。輸出主導型の昨年の経済運営は国内需要拡大型に転換することによって、景気の回復と国際協調を図るとしているが、個人消費支出の伸び悩み、民間設備投資の低迷等から判断して、内需拡大型の景気回復はむずかしいのではないか。ひいては、五十二年度政府経済見通しの実質G.N.P.六・七%の成長は困難じゃないか。また、五十一

次に、財政経済問題に関する質疑として、「五十年後半からの景気停滞はますます悪化していくが、政府は今後の景気動向をどのように見ていてあるか。輸出主導型の昨年の経済運営は国内需要拡大型に転換することによって、景気の回復と国際協調を図るとしているが、個人消費支出の伸び悩み、民間設備投資の低迷等から判断して、内需拡大型の景気回復はむずかしいのではないか。ひいては、五十二年度政府経済見通しの実質G.N.P.六・七%の成長は困難じゃないか。また、五十一

次に、財政経済問題に関する質疑として、「五十年後半からの景気停滞はますます悪化していくが、政府は今後の景気動向をどのように見ていてあるか。輸出主導型の昨年の経済運営は国内需要拡大型に転換することによって、景気の回復と国際協調を図るとしているが、個人消費支出の伸び悩み、民間設備投資の低迷等から判断して、内需拡大型の景気回復はむずかしいのではないか。ひいては、五十二年度政府経済見通しの実質G.N.P.六・七%の成長は困難じゃないか。また、五十一

域と決まっているのに、新たに設定した二百海里の外の公海部分に交渉を限ることを主張し、また、三月三日の鈴木・イシコフ交換書簡の合意事項に反する主張を行ったためである」との答弁がありました。

締めくくり総括の冒頭、鳩山外務大臣から、

「四月八日以来の鈴木・イシコフ会談は前後四回行われたが、最終的な合意に達せず、交渉を一時中断し、鈴木農林大臣は十七日帰国されることになりました。次回の会談は両国政府の話し合いで決定されますが、イシコフ大臣が四月中海外に出張するとのことで、五月上旬以降と思われます。

今回の交渉において、わが方としては、ソ連の二百海里漁業水域設定という現実を踏まえつつ、北洋漁業におけるわが方の伝統的操業を維持すること及び今後の日ソ平和条約交渉における領土問題についての政府の立場に影響を与えないこととの見地から交渉に当たり、漁業問題と領土問題は切り離して処理することに努めましたが、交渉は妥結に至りませんでした。政府としては、基本的国益を守るためやむを得ず交渉を一時中断することとなりました」との、日ソ漁業交渉中止の報告が行なわれました。

日ソ漁業交渉のおくれに伴う漁業関係者救済対策として、「遠洋漁業者と沿岸及び近海漁業者の間で、漁場の混亂などが起きないよう指導している。また漁民に対する救済対策は別途財政措置を講じてでも万全な対応策をとる」旨の答弁がありました。さらに、日ソ漁業交渉の一時中断に関連し、鳩山外務大臣より、「政府としては、北洋漁業関係者に対するは全国民的な課題として、その対策に万全を期する」とこと、また、長谷川農林大臣臨時代理より、「三月中の出漁予定のニシン漁船、四月中旬に出漁予定の漁船が出漁できないことに對し、とりあえず出漁不能の状態のもとで必要となる資金について特別の緊急融資措置を講じ、水産加工業者に対しても、影響度合い、業態の性格に

応じ所要の措置を検討する」旨の閣議了解事項が締めくくり総括の冒頭、報告されました。

質疑は、このほか、内政、外交にわたり広範多岐に行われました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて本日をもちまして質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して竹田委員が反対、自由民主党を代表して坂野委員が賛成、公明党を代表して桑名委員が反対、民社党を代表して三治委員が賛成、日本共産党を代表して内藤委員が反対の意見を、それぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和五十二年度予算三案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 三案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。戸田菊雄君。

〔戸田菊雄君登壇、拍手〕

戸田菊雄君を代表し、ただいま議題となりました昭和五十二年度予算三案に對し、反対の討論を行ないます。

五十二年度予算は、福田内閣にとって初めての予算であり、また、福田内閣総理大臣個人にとっても、政権の座に座り、取り組んだ最初の予算であります。

去る五年前、自民党総裁選に敗れたとき、再び

衆議院での五十二年度予算審議に際し、国民福社の観点から一兆円の減税をという国民の切実な要求に対し、総理は減税に強く反対をしたのであります。結果的に予算の一部修正に応じたものの、国会の予算修正にかたくな態度を取り続

け、暫定予算の編成に追い込まれたことは記憶に新たであります。

また、多くの疑惑と問題点を内包する日韓大陸経済の名医をもつて自任するほどの矜持の高い福田総理の言辞からすれば、国民は、不況を解決しよう。しかし、本年度予算は、従来の慣性と欠陥の施策によって、国民福祉向上への阻害に満ちた言うまでもなく、現下の最大緊急課題は、速やかな不況の克服による雇用の改善と国民福祉の向上であります。五十年一月景気の底をついたところに成長速度を減速させ、五・七%の成長率も

予算であることを指摘せざるを得ないのであります。そればかりか、資源有限時代の到来を逆手にとり、逆に国民に、協調と連帯という美辞麗句によつて耐えど生活向上の抑制を強制しているのである政府の主張とはうらはらに、企業の倒産件数は

あります。

最近発表された世論調査によれば、福田内閣の支持率は二八%と、歴代内閣始まって以来最低の数字を記録しております。しかも、福田総理得意の経済政策に期待するのはさらに少なく、二割にとどまっているのであります。福田総理に期待したことこそ、昭和五十二年度予算に与えられた課題であります。それには、従来の大企業を中心の財政運営から国民生活中心の財政運営に転換し、生活優先の財政支出構造を確立するとともに、国民生活防衛、社会的公正に立った予算こそが求められます。

かかるインフレの不況という経済危機を開拓することには、昭和五十二年度予算に与えられた課題であります。それは、従来の大企業を中心の財政運営から国民生活中心の財政運営に転換し、生

物さえあれば、金さえあれば、物、物、物、金、金との風潮をつくり上げたのは、ほかならぬ自民党政府であり、その中にあって一貫して歴代内閣の重要な關係と与党の幹事長等中枢地位にあり、推進したのは、ほかならぬ福田総理大臣自身であつたはずであります。しかも、協調と連帯を強調しながら、一方、その国会運営では、その言葉を弊履のごとく捨てているのが現実であります。

去る五年前、自民党総裁選に敗れたとき、再び

衆議院での五十二年度予算審議に際し、国民福社の観点から一兆円の減税をといふ国民の切実な要求に対し、総理は減税に強く反対をしたのであります。結果的に予算の一部修正に応じたものの、国会の予算修正にかたくな態度を取り続

け、暫定予算の編成に追い込まれたことは記憶に新たであります。

以下、本予算の内容に即し、反対の理由を申し述べます。

まず第一は、今回の予算により不況を克服することは困難なことであります。

政府は、景気回復の根柢として、財政支出、なまづ第一は、今回の予算により不況を克服することは困難なことであります。

まず第一は、今回の予算により不況を克服することは困難なことであります。

政府は、景気回復の根柢として、財政支出、なまづ第一は、今回の予算により不況を克服することは困難なことであります。

月を追って増加し、本年三月、ついに千七百件の大台に達し、戦後最高を記録する等、実態経済は底割れの兆しが見えているのが現状であります。これに伴い、失業者も百万人を超えた高水準を維持し、加えて、九%と政府の物価公約を上回るインフレにより、勤労国民の生活は深刻な危機に追い込まれているのであります。

かかるインフレの不況という経済危機を開拓することこそ、昭和五十二年度予算に与えられた課題であります。それは、従来の大企業を中心の財政運営から国民生活中心の財政運営に転換し、生

活優先の財政支出構造を確立するとともに、国民生活防衛、社会的公正に立った予算こそが求められます。

とは、五十一年度の例から明白であります。五十二年度成長率六・七%の達成は不可能であります。この結果生じる問題は、依然として続く企業倒産の増加と多数の失業者の滞留であります。加えて、景気停滞を反映した輸出下ライブで発生する集中豪雨的な輸出急増と世界からの批判など、五十一年度の再現であることは余りにも明白であることを指摘するものであります。

反対の第二の理由は、高負担、低福祉の予算であり、国民生活防衛になつていいことであります。物価は政府見通しでも七%台の上昇にかかるわらず、公共料金の受益者負担の原則、社会保険料の適正化の美名のもとに低福祉施策が推し進められているのであります。老後の生活保障の柱である各種年金の引き上げは物価調整程度に抑え込む一方、国民年金保険料の引き上げを初め、中小零細企業の労働者を対象とする政府管掌健康保険法を改悪し、ボーナスに対する二%の特別保険料の新設、患者一部負担金の大額引き上げ等により、一千六百億円の增收を図るものとなっています。また、従来推進してきた老人医療の無料化や福祉年金等の受給の福祉施策に対し、所得制限を強化し、七千人の切り捨てを図っているのであります。また、国鉄運賃については、九月からの二〇%近い引き上げを織り込んでいるほか、国会の権限を無視する国鉄運賃法定制度の緩和をもくろんでいます。このような国民無視、国民主活不在の予算を認める事はできないのであります。

反対の第三の理由は、税の不公正是正が手つかずで残されていることです。

五十二年度の税制改正の政府案では、利子所得の分離課税率の五%引き上げ、租税特別措置の一部廃止等の提案にとどまっています。しかし、東京都財源構想研究会が明らかにしたとおり、企業税制及び利子・配当所得の課税の軽減額の総額は、四十九年度單年度だけで約二兆七千七百

億円と、本年度所得減税所要額の約四倍にも達しているのであります。しかも、わが党が質疑の中で明らかにしたこと、企業優遇税制の各種措置の大部分が大企業ほど有利になっており、中小企業に不利であること、また、金融機関の貸し倒れ引当金に代表されるように、経済の実態とかけ離れた各種優遇措置を講じ、大資本の利益を擁護していることであります。政策税制という名に隠され、これほどの多額の特權的減税が許されてよいものであります。まさに不公正税制の典型と言わざるを得ません。政府は、財政の健全化を図るべく、財政収支試算を発表し、昭和五十五年度に赤字国債からの脱却を表明しております。このためには、試算最終年度においてさえ六兆円を超える增收が必要であることは政府自身が認めたところであります。大増税は至りであります。かかる状況において、不公正税制の解消なくして国民に税の負担増を求めるなど、とうていあり得ませんし、国民のコンセンサスを得ることはできません。不公正税制についての是正策を講じない昭和五十二年度予算に反対するのは、けだし当然であります。

反対の第四の理由は、悪化している地方財政に抜本策を講じていないことです。

地方財政は、五十年代以来連続して二兆円以上の巨額の赤字を生じております。また、赤字団体数も四五%に当たる千四百八十四団体に達しています。五十二年度も地方の財源不足額は二兆七百億円に及んでおり、まさに地方財政は危機的状況にあると言えましょう。地方交付税法の規定を遵守すれば、当然地方交付税率の引き上げ措置が講じられねばならないはずであります。しかし、わが日本社会党は、地方財政危機を開闢するための税制改正の政府案では、利子所得の三%の交付税率を引き上げることを要求しません。しかるに政府は、地方交付税法を無視し、交付税の引き上げを放棄したばかりか、財源不足の半額を交付税の特例として措置する糊塗策にとどめ、残り半分を地方債という借金で処理するものであります。

これは、五十一年度の例から明白であります。五十二年度成長率六・七%の達成は不可能であります。この結果生じる問題は、依然として続く企業倒産の増加と多数の失業者の滞留であります。加えて、景気停滞を反映した輸出下ライブで発生する集中豪雨的な輸出急増と世界からの批判など、五十一年度の再現であることは余りにも明白であることを指摘するものであります。

反対の第二の理由は、高負担、低福祉の予算であり、国民生活防衛になつていいことであります。物価は政府見通しでも七%台の上昇にかかるわらず、公共料金の受益者負担の原則、社会保険料の適正化の美名のもとに低福祉施策が推し進められているのであります。老後の生活保障の柱である各種年金の引き上げは物価調整程度に抑え込む一方、国民年金保険料の引き上げを初め、中小零細企業の労働者を対象とする政府管掌健康保険法を改悪し、ボーナスに対する二%の特別保険料の新設、患者一部負担金の大額引き上げ等により、一千六百億円の增收を図るものとなっています。また、従来推進してきた老人医療の無料化や福祉年金等の受給の福祉施策に対し、所得制限を強化し、七千人の切り捨てを図っているのであります。また、国鉄運賃については、九月からの二〇%近い引き上げを織り込んでいるほか、国会の権限を無視する国鉄運賃法定制度の緩和をもくろんでいます。このような国民無視、国民主活不在の予算を認める事はできないのであります。

反対の第三の理由は、税の不公正是正が手つかずで残されていることです。

五十二年度の税制改正の政府案では、利子所得の分離課税率の五%引き上げ、租税特別措置の一

部廃止等の提案にとどまっています。しかし、東京都財源構想研究会が明らかにしたとおり、企業税制及び利子・配当所得の課税の軽減額の総額は、四十九年度單年度だけで約二兆七千七百億円と、本年度所得減税所要額の約四倍にも達しているのであります。しかも、わが党が質疑の中で明らかにしたこと、企業優遇税制の各種措置の大部分が大企業ほど有利になっており、中小企業に不利であること、また、金融機関の貸し倒れ引当金に代表されるように、経済の実態とかけ離れた各種優遇措置を講じ、大資本の利益を擁護していることであります。政策税制といふ名に隠され、これほどの多額の特權的減税が許されてよいものであります。まさに不公正税制の典型と言わざるを得ません。政府は、財政の健全化を図るべく、財政収支試算を発表し、昭和五十五年度に赤字国債からの脱却を表明しております。このためには、試算最終年度においてさえ六兆円を超える增收が必要であることは政府自身が認めたところであります。大増税は至りであります。かかる状況において、不公正税制の解消なくして国民に税の負担増を求めるなど、とうていあり得ませんし、国民のコンセンサスを得ることはできません。不公正税制についての是正策を講じない昭和五十二年度予算に反対するのは、けだし当然であります。

反対の第五の理由は、解決を迫られている緊急問題に十分な対応が行われていないことです。

現在緊急な対策を講ずべき課題として、食糧の自給力向上のための農業問題及び二百海里対策に即応した漁業問題があります。

まず、農業問題につきまして、三十六年度の農業基本法制定以来、政府・自民党の農政は一貫性を欠き、農民は朝令暮改的な便宜的場当たり施策に振り回されました。政府のネコの目のことであります。大増税は至りであります。かかる状況において、不公正税制の解消なくして国民に税の負担増を求めるなど、とうていあり得ませんし、国民のコンセンサスを得ることはできません。不公正税制についての是正策を講じない昭和五十二年度予算に反対するのは、けだし当然であります。

反対の第六の理由は、漁業問題についてです。

地方財政は、五十年代以来連続して二兆円以上の巨額の赤字を生じております。また、赤字団体数も四五%に当たる千四百八十四団体に達しています。五十二年度も地方の財源不足額は二兆七百億円に及んでおり、まさに地方財政は危機的状況にあると言えましょう。地方交付税法の規定を遵守すれば、当然地方交付税率の引き上げ措置が講じられねばならないはずであります。しかし、わが日本社会党は、地方交付税法を無視し、交付税の引き上げを放棄したばかりか、財源不足の半額を交付税の特例として措置する糊塗策にとどめ、残り半分を地方債という借金で処理するものであります。

漁業問題については、その緊急性は一層高まっています。政府は、口では、地方は國と明らかにしたとく、企業優遇税制の各種措置の大部分が大企業ほど有利になっており、中小企業に不利であること、また、金融機関の貸し倒れ引当金に代表されるように、経済の実態とかけ離れた各種優遇措置を講じ、大資本の利益を擁護していることであります。政策税制といふ名に隠され、これほどの多額の特權的減税が許されてよいものであります。まさに不公正税制の典型と言わざるを得ません。政府は、財政の健全化を図るべく、財政収支試算を発表し、昭和五十五年度に赤字国債からの脱却を表明しております。このためには、試算最終年度においてさえ六兆円を超える增收が必要であることは政府自身が認めたところであります。大増税は至りであります。かかる状況において、不公正税制の解消なくして国民に税の負担増を求めるなど、とういてあり得ませんし、国民のコンセンサスを得ることはできません。不公正税制についての是正策を講じない昭和五十二年度予算に反対するのは、けだし当然であります。

反対の第七の理由は、漁業問題についてです。

現在緊急な対策を講ずべき課題として、食糧の自給力向上のための農業問題及び二百海里対策に即応した漁業問題があります。

まず、農業問題につきまして、三十六年度の農業基本法制定以来、政府・自民党の農政は一貫性を欠き、農民は朝令暮改的な便宜的場当たり施策に振り回されました。政府のネコの目のことであります。大増税は至りであります。かかる状況において、不公正税制の解消なくして国民に税の負担増を求めるなど、とういてあり得ませんし、国民のコンセンサスを得ることはできません。不公正税制についての是正策を講じない昭和五十二年度予算に反対するのは、けだし当然であります。

反対の第八の理由は、漁業問題についてです。

地方財政は、五十年代以来連続して二兆円以上の巨額の赤字を生じております。また、赤字団体数も四五%に当たる千四百八十四団体に達しています。五十二年度も地方の財源不足額は二兆七百億円に及んでおり、まさに地方財政は危機的状況にあると言えましょう。地方交付税法の規定を遵守すれば、当然地方交付税率の引き上げ措置が講じられねばなりません。このためには、米の減反政策を中止するとともに、食管制度を強化拡大し、主要農畜産物の価格には生産者所得補償方式を導入し、農業所得を確保することが何より重要であります。しかるに、五十二年度予算に係る措置が講じられていないであります。依然として米の減不足の半額を交付税の特例として措置する糊塗策にとどめ、残り半分を地方債という借金で処理するものであります。

最後に、われわれは、衆議院で合意を見た本予算の修正について申し上げます。

今回の与野党合意による減税の上積み修正等については高く評価するものであります。従来の政

く反映させた政治的意義は、まことに大きなものがあります。しかし残念ながら、今回の予算修正は、予算全体二十八兆円の中でわずか一%にすぎません。しかも、すでに述べたごとく、予算の基本的性格は、わが党が主張する国民福祉重視、国民生活防衛のための予算から依然として大きく隔たっており、国民に多くの不満を残しているのであります。

以上述べました理由から、本予算に反対をするものであります。（拍手）

○議長（河野謙三君） 園田清充君。

（園田清充君登壇 拍手）

○園田清充君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和五十二年度一般会計予算外二件に対し、賛成の討論を行おうものであります。

石油危機以降の資源有限時代の到来は、世界の平均成長率の約二倍の率で成長してまいりましたが、国経済の高度成長の条件を根底から覆し、いまやわが国の経済、社会、産業、文化等のあらゆる環境が厳しい転換期に直面をいたしております。その一つのあらわれが今日の長期にわたる景気不振であり、二百海里經濟水域をめぐる海洋問題であり、また、国際環境は、これまでの自由貿易を一部では制約するような動きさえ出てまいりました。いまこそわれわれは、この厳しい事態の変化を冷静に見詰め、旧来の発想に基づく政治、政策、制度、機構から脱却して、新しい時代に適応した理念で、勇気を持って政策運営を國らなければなりません。

わが国経済は、先進国の中にあっては順調に立ち直りを見せているものの、景気回復のテンポは昨年夏以降中止するみを脱し切れず、完全失業者数は百万人を超えて、稼働率も予測を下回り、倒産件数は増加し、消費者物価も目標値を上回る事態となつております。

今日のわが国の課題は、このような石油危機後

遺伝として残された問題を速やかに解決して、経済に活力を与え、わが国経済を長期安定成長路線に定着させることが急務であります。

五十二年度予算は、このような経済情勢を踏まえ、わが国経済のインフレなき発展と財政の健全化に対処すべく編成されたもので、以下数点につき、その賛成の理由と若干の意見を申し述べたいと存じます。

第一は、現下の最優先政治課題である景気の浮揚から安定成長への着実な誘導と雇用不安の解消を図ろうとしていることであります。

さきに触れましたように、わが国経済は、昨年夏以降は、輸出の鈍化、国鉄、電力公社の工事発注の削減、あるいは冷害などの影響によりまして、個人消費や民間の設備投資がふるわざ、景気は中止するみ状態で推移しております。このため、わが党政府は、昨年十一月、七項目の応急景気対策を実施するとともに、今年二月には、公共事業の拡大を中心とする補正予算の編成、さらにこの三月には、五十二年度公事業の上半期七〇%の契約確保を中心とする景気対策を決定しております。このような景気対策は、今日の緩慢化した景気がそれなりの効果が期待できるのであります。

が、これらはあくまで新年度予算成立までの補整的な措置にすぎず、本格的なところでは、本予算の早期執行以外にはありません。

景気対策は、財政と金融が両々相まってその効果を發揮するものであります。特に、国民総生産の二割強を占める財政の役割は大きいものがあります。

五十二年度の一般会計の予算規模は二十八兆五千百四十三億円で、特に景気対策の主役となる公共事業費は、前年度より二一・四%増の四兆二千八百億円計上されておりますほか、財政投融资に備の資金を大幅に伸ばしていることは需要喚起の効果が期待でき、また、国民生活充実の基盤となる社会資本の整備が図られるものとして評価すべ

きであります。

この公共事業重視の景気回復予算に対し、減税を優先すべしとする意見がありますが、私は、雇用改善にも役立ち、資材等の需要創出効果が期待できます。

なお、この際、政府及び金融当局に要望いたしたいのは、今回の予算の執行で、停滞している景

気の浮揚が期待できると思いますが、効果不十分のときは、新たな有効需要創出のための財政の追加措置が図られるよう措置願いたいと存します。

第二は、厳しい財政事情のもとで税負担の軽減が図られております。このことは、方債の許可等についても、地方自治体の事業促進が図られるよう措置願いたいと存します。

第三は、厳しい財政事情のもとで税負担の軽減とともに、地方自治体に対する補助金交付や地方債の許可等についても、地方自治体の事業促進が図られるよう措置願いたいと存します。

第四は、厳しい財政事情のもとで税負担の軽減が図られております。

五十二年度の国債発行額は歳入の三割、八兆四千八百億円、国債の元利払いの国債費は二兆三千四百八十六億円であります。大蔵省の中期財政試算（ケースB）では、五十五年度末の国債残高は五十五兆円、国債償還費は四兆七千九百億円の巨額になると報せられています。今日のわが国の対国民所得租税負担率は、主要諸外国の三分の一、社会保険負担率は三分の一と、きわめて低く、一方、標準世帯における所得の課税最低限は世界で最も高い方であります。

このようないわが国の財政事情や租税負担の現況にあっても、わが党は、物価調整減税は行うべきであるという世論にこたえて、中小所得者の負担軽減を行うこととし、所得税三千五百億円、住民税八百億円、計四千三百億円の減税を予定をいたしました。

この減税問題をめぐって与野党の話し合いが行われましたが、わが党は予算の早期成立が景気浮揚になるという柔軟な態度を示してきました。この減税問題をめぐって与野党の話合いが行われましたが、わが党は予算の早期成立が景気浮揚になるという柔軟な態度を示してきました。この減税問題をめぐって与野党の話合いが行われましたが、わが党は予算の早期

このことは納得のいかぬところであります。

第三は、社会保障と国民生活を守る施策の充実が図られているという点であります。

一般会計における社会保障費は、対前年度一八%アップの約五兆七千億円が計上され、さらに恩給関係費を加えますと総額六兆八千五百四十億円となり、予算規模の実に二四%を占め、福祉見直しの中で飛躍的に充実されております。

これにより、年老いた方々や恵まれない人々のために、恩給、遺族年金、各種の年金等や生活保護費を経済、社会事情の変化に応じて引き上げ、正、公定歩合の引き下げ等の金融対策を考慮されるとともに、地方自治体に対する補助金交付や地方債の許可等についても、地方自治体の事業促進が図られるよう措置願いたいと存します。

第五は、社会保険の充実が図られるよう措置願いたいと存します。

第六は、社会保険の充実が図られるよう措置願いたいと存します。

第七は、社会保険の充実が図られるよう措置願いたいと存します。

第八は、社会保険の充実が図られるよう措置願いたいと存します。

第九は、社会保険の充実が図られるよう措置願いたいと存します。

第十は、社会保険の充実が図られるよう措置願いたいと存します。

一人は老人という壯年社会が到来すると言われております。これからは、同じ地域に住む者同士がお互いに協力し、いたわりの心で接しないと、幾ら福祉が進んでも、心の通わぬ空虚なものでは、活力ある福祉は生まれまいりません。為政者は、單に行政面におけるサービスだけでなく、地域の連帯意識、相互扶助の精神にのっとった眞の福祉の姿を真剣に模索すべきときではないかと思います。

第四は、行財政の改革に取り組む総理の決意が

うかがえることあります。

社会、経済の著しい発展と変化に応じて、行政需要も複雑、多様化し、巨大化してまいりますので、行政改革は絶えず時代の変遷、国民の要望に対処して、簡素化、合理化し、国民負担の軽減を図ることが肝要であります。

新年度は、一般行政経費を極力節減しておりますほか、昭和四十三年の佐藤元総理の一省一局削減以来、初めて各省庁の部局及び特殊法人の新設を一切行わないとする英断を、私は高く評価するものでございます。

役所にとって最大の関心は、予算と定員であります。一たんつかんだ仕事を離さないのが役所の常と言われますように、この改革は、役所はもとより、与野党の政治家も、また強い抵抗が予想されますが、行財政の硬直化による当然増経費は、多様化した国民の願望にこたえられません。この難題の改革に当たっていただきたいと思います。

第五は、地方財政に対する国の手厚い配慮がなされていることあります。

國と同様に、地方財政も、經濟の不況で稅収が伸び悩み、地方債への依存が高まるという厳しい

財政事情にあります。すなわち、地方財政は三年

連続二兆円を超える財源不況を生じております。

五十二年度の地方財政対策は、二兆七百億円に上る不足財源を、国、地方が折半して負担することになりました。

地方交付税の増額分の財源は、臨時地方特例交付金九百五十億円と、資金運用部借り入れ九千四

百億円と相なっております。この借り入れについては、後年度、その償還額が多額に上ることを考慮して、四千二百二十五億円は、五十五年度から八年間に臨時地方特例交付金として交付税特別会計に繰り入れることとしたほか、交付税率の三・六%に相当する五千百七十五億円は、今年度の国の負担としております。そのほか、建設地方債についても、政府資金の引き受け、利子補給等

資金対策を講じて、その円滑な消化と金利負担の軽減が配慮されております。

このような特例措置は従来例がなく、景気対策の着実な回復のため、地域住民の生活の基盤となる公共事業の推進及び社会福祉施策の充実を図ろうとするものであります。その実効が期待されます。

なお、地方自治体においては、硬直化した地方財政の体質改善に配意するとともに、定員管理や給与水準の適正化のため、一段と努力されることを望むものであります。

以上、新年度予算は、今日の經濟、財政、社會情勢に適合した予算であり、その適時適切な執行

と、金融政策の彈力的運営を行えば、景気の浮揚と雇用の安定に資することはもとより、わが國經濟の安定成長路線への定着と国民生活の充実は確信できると思います。

討論を終えるに際し、一言申し添えたいと存じます。

國民期待の予算審議が本院で開始される時期を同じくして、あらかじめ設定されていた日米首脳

会談出席のため、冒頭の総括質疑に總理不在とい

う事態に際会いたしましたことは御承知のとおり

であります。流動する國際政局の中で、新たに誕

生した両国首脳が胸襟を開いて懸案事項を解決す

ることは、國家的に意義深いことはもちろんであ

りますが、同時に、憲法に基づく本院の予算審議権を確保することも、二院制下の參議院としての

使命であり、責務であります。

野党の各議院におかれでは、このような複合する

難題に理解を示され、異例とも言える、訪米直前、帰國直後の審議、あるいは不在中の空白を充

足するため初の地方公聽会を開催するという形で

御協力をいただきましたほか、日ソ漁業交渉のた

め主要閣僚を欠くという事態の中で、國民の納得

のいく予算審議が何らの波乱もなくスムーズに運

営できましたことは、野党の皆さんのが公党として

御協力をいただきましたほか、日ソ漁業交渉のた

め主要閣僚を欠くという事態の中で、國民の納得

のいく予算審議が何らの波乱もなくスムーズに運

た。

申し入れの基本方針は、わが党がさきに示した

福社トータルプランにのっとり、第一に高度経

成長時代の経済財政制度の改革、第二に中小企

業対策など、四大項目を掲げ、それを軸とした具

体的な政策目標を掲げ、政府にその実現を強く

要求してまいりましたのであります。

わが党は、わが國の経済社会を減速経済の枠組みに安定期に軟着陸させるためには、五十二年度はまさに正念場であるという認識から、福田内閣の協調と連帯が真に実行されることを期待して、

要求をしてまいりましたのであります。

しかし、政府は、野党側の要求を単に聞き置くだけにとどめ、國民的要求を組み入れないばかり

か、経済財政の危機をもたらした自民党政府の高

度経済政策の失敗をさらに上塗りする予算案を提

出していくのであります。その上、審議を通じて見ても、国会の予算修正権に対して、憲法で

明定されている財政民主主義の精神を踏みにじり、国会の予算修正権を不当にも制限した政府見解をとり、無用の混亂と誤解を招来せしめ、國民的

要求であった一兆円減税要求に対しても回答を引

き延ばし、やつと三千億円に値切つて修正に応じるという結果であります。さらに、灰色高官名

公表に対する政府の態度などから、予算の成立が大幅におくれたことは政府の責任であります。

以下、順次反対の理由を申述べたいと思いま

す。

反対の第一は、五十二年度予算について財政再建のための方向づけができない点であります。

いまや、わが國の財政は、高度成長政策の失敗から、危機ラインの三〇%の国債依存、三十

二兆円に及ぶ国債残高を抱え、危機状態にあるこ

とは周知のとおりであります。仮に政府の財政収支試算どおり五十五年度に赤字国債をゼロとして

も、実に五十五兆円もの国債残高を抱えることになるほか、国民の税及び税外負担は著しく高くなってきます。しかも、再建元年と言われる五十二年度予算において財政再建の方策は放置され、五十三年度に持ち越されたため、五十三年度からの国民負担増は必然的に激しく高くなることになります。この結果、国民生活への影響は途方もなく大きく波及するのであります。

かくして、政府の財政取支試算の性格は單なる試算かと尋ねると、单なる試算ではないと答え、單なる試算でないなら歳出の改善合理化や税収の確保を具体的にどう改革するのかと問うと、まだ詰めていないと逃げるのです。今後現状のパターンで財政が拡大していくと、五十五年度には少なくとも六兆円以上もの增收が不可欠となつてまいります。

わが党は、行政財政の抜本的見直しを急ぐほか、減速経済下における国民福祉の充実を基本に、社会的不公正は正を軸とした根本的な税体系の検討を国会の場で十分議論し、国民の負託にこだえるべきであると考えおりました。しかし、政府答弁は具体性を欠き、全く議論すらできなきりさまであります。これでは、政府は巨額の税収を一方的に国民大衆に押しつけることを考えていられるとして断ぜざるを得ないのであります。一体、福田内閣の協調と連帶はどこで行われているのであります。だれのために実行されているのであります。だから、疑わざるを得ないのであります。反対の第一は、経済見通しが著しく整合性を欠いています。

わが党は、五十二年度実質七兆強の経済成長を実現することとし、内需を重点に置いた均衡ある安定した経済成長の達成を可能にすることこそが、現在の厳しい実体経済の情勢と国民生活を救う最大にして最善の手だたであると基本的に考え

ております。しかるに政府は、五十一年度の経済見通しを実質五・六兆成長とし、五十年代前半経済計画の成長率六・九%よりも成長率の目標を低く設定し、その目標が辛くも達成されることをもつて経済運営に楽観的評価をしているのであります。そこには、五十年度から上げたが三・三%も含まれていること、輸出の集中が唯一の成長要因であったことが忘れられ、需要の敵行性という政策不在と統計上の寄与という政策以外の要因が辛うじて成長を支えたのだといふ認識を全く欠いています。ばかりか、五十一年四月から五十二年三月までの成長率が二%台にしかならない経済の現実を無視しているのであります。いかに言葉を並べても、経済は回復しません。まさに経済は一年間停滞しているのであります。このような政府の認識で実体経済の苦しい現実がわかるはずがあります。

かかる中で政府は、相変わらず四月の月例経済報告において、景気は回復テンポを持ち直すといふ無神經さまる経済認識を続けており、意識的に景気回復を宣伝しているとしか思えないのです。これは政策不存は必然的に生ずると言わざるを得ないのであります。

引き続く五十二年度経済見通しでは、総理自身、経済の条件が変わったのだと言ひながら、冷え切っている民間設備投資に期待をかけ、これをここに高度成長経済の再来を夢見ているほか、在庫の厳しい状況を無視して、在庫の良好な積み増しが行われると過剰期待しているのであります。

また輸出については、対外向けに低い伸びに抑え、貿易収支において七億ドルの赤字をつくり出そうと意図しております。しかし、昨年度の輸出は七百億ドルを超え、政府当初見通し六百十七億

ドル、改訂見通し六百六十七億ドルを大幅に上回っているのは、引き続き根強い増加傾向が見られます。これでは、とうてい政府見通しを達成できないばかりか、五十二年度の輸出を

五十二年度の輸出増加額の半分以下に抑え、その結果不振の内需で引き受けたのが果たして可能であると考へてゐるのであります。まさに経済は回復しません。この点を考慮して、政府見通しは対外向けのボーナスを露呈しており、政府見通しは国民不在の経済そのものと言わざるを得ず、疑問が多いのであります。このような実体経済不在、国民不在の経済見通しに断じて賛成するわけにはいかないのであります。

反対の第三は、きめ細かな行政の対応を欠いている点であります。

その第一点として、中小企業対策を指摘したいと思います。わが党は、中小企業の仕事量を確保するため、中小企業向け官公需を大幅にふやすことを訴えてまいりました。政府は公共事業の前倒し執行によって景気回復を図るうとしておりましたが、企業数にして九兆%を占める中小企業向けの官公需は平均三二・九%となっており、特に運輸省については二九・六%と平均を下回っています。このうち港湾工事においては、大手四社

が、北海道開発厅における設計契約についても、大手一社が八割も契約を独占しているのであります。政府は、中小企業向けの官公需に力を入れたことは、このうち港湾工事においては、大手四社で契約全体の六〇%を占める状況となっているほ

どです。政府は、力説しておりますが、末端の実情は政府の説明

とは著しく異なり、中小企業への契約は制限を受けています。しかし、驚くべきことに、これら

企業の業種は、年金制度の抜本改革、社会保険政策の拡充が図られていない点であります。

第二に指摘したい点は、年金制度の抜本改革、

地方財政の危機を開拓するため、國、地方を通じて

行政事務財源の再配分を断行し、地方交付税率を引き上げるほか、超過負担の完全解消を実現す

るための公明党提出の超過負担解消法案を速やかに制定するとともに、地方債権の拡大、地方債の消化を促進するため公营企業金融公庫業務を拡大

充実することなど、地方の自主財源の拡大が急務であると言わざるを得ないのであります。しかし、五十二年度予算における政府の地方財政対策は、このようないくべき制度を改善することなく、従前の制度の上に國の行政や施策を地方に押しつけており、事業の末端での消化には注意を払わず、このため財政危機において國のコントロールはより強化されてきているのであります。これで果たして地方自治の趣旨を尊重していると言えるのであります。しかし、地方の行政需要の動きに対応していると言えるのであります。私は、地方財政の強化に対し何らの改善措置もなく、きめ細かな配慮を欠く予算に賛成するわけにはいかないのであります。

最後に、二百海里関係予算措置の不足、エネルギー対策のおくれ、救急医療の不備、農業関係予算の不足、さらには教育関係経費の不備及び乱墳対策の手おくれなど、五十二年度予算には反対せざるを得ない諸問題が広範多岐にわたっていることを指摘し、以上、簡単ではありますが、これをもって私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 中沢伊登子君。

(中沢伊登子君登壇、拍手)

○中沢伊登子君 私は、民社党を代表して、ただいま上程されました昭和五十二年度予算三案に対し、次に示す理由により、賛成の討論を行います。(拍手)

明年度予算は、現在のわが國経済の中だるみ不況から、いかにして安定成長軌道に誘導していくかということを最大のねらいにしておりました。すでに御承知のとおり、昨年の景気の成り行きは、年度中の成長率がわずか二・四%でございました。しかも、その中心は輸出であり、個人消費支出の低迷により、内需の不振は目を見張るものがありました。このままで日本の経済は失速してしまう、何とかしてもらわなければという悲願が予算審議に寄せられていたことは、はだ身に感

じていられたことだと思います。折しも与野党伯仲の政治状況の中での予算審議には、以上のようないい背景が醸し出す幾多の要求を政府・与党にいかに受け入れることができるかと、恐らく国民の意識を示されました。ついに改革の実は上がりませぬための不斷の努力を積み重ねるべきでございましょう。したがって、野党は単なる反対党的ではありません。私は、以上のような状況認識の上に立つて討論を行います。

まず、この予算案に賛成する第一の理由は、当初より最大の争点となりました一兆円減税問題が、さきの衆議院段階で与野党合意により決着をなすに至ったということに対する私どもの党とし

ての責任の表明にはかなりません。

すなわち、わが国の経済の景気を回復し、国民生活を救済するために必要最低限度の対策として、大幅減税が切望されておりました。つまり、現状をそのままにしておきますと、五十二年度も実質生活水準は五十年代とほとんど変わらないまま、税金も四〇%以上増加し、生活が苦し

くなります。また、政府の言うように、公共事業

重点の景気回復策だけでは、業種が偏り、地域が偏在し、土地買取費に多く取られる欠点がござい

ますが、減税は広く国民一般に恩恵を及ぼすこと

ができる、などから減税が主張されてまいりました。しかし、当初政府は、この要求をかたくなに拒否し続けてまいりましたが、野党の強い共同要

求に譲歩を示し、ついに三千億円の減税上積みと

社会保障給付の二ヵ月繰り上げ実施の修正をもたらしました。そして、参議院予算委員会の審議の結果、本院におきましてもこれを是認することができます。

第二の理由は、今回の予算修正の持つ意義は、新しい政治状況をつくり出す端緒となつたことで

ござります。

与野党伯仲の国会において、これまでの行財府機位から立法府機位の政治に質的変化を遂げつたことへの象徴的あらわれであったと評価いたします。

仲の政治状況の中での予算審議には、以上のようないい背景が醸し出す幾多の要求を政府・与党にいかに受け入れることができるかと、恐らく国民の意識を示されました。ついに改革の実は上がりませぬための不斷の努力を積み重ねるべきでございましょう。したがって、野党は単なる反対党的ではありません。私は、以上のような状況認識の上に立つて討論を行います。

まず、この予算案に賛成する第一の理由は、当初より最大の争点となりました一兆円減税問題が、さきの衆議院段階で与野党合意により決着をなすに至ったということに対する私どもの党としての責任の表明にはかなりません。

すなわち、わが国の経済の景気を回復し、国民生活を救済するために必要最低限度の対策として、大幅減税が切望されておりました。つまり、現状をそのままにしておきますと、五十二年度も実質生活水準は五十年代とほとんど変わらないまま、税金も四〇%以上増加し、生活が苦し

くなりります。また、政府の言うように、公共事業

重点の景気回復策だけでは、業種が偏り、地域が偏在し、土地買取費に多く取られる欠点がござい

ますが、減税は広く国民一般に恩恵を及ぼすこと

ができる、などから減税が主張されてまいりました。しかし、当初政府は、この要求をかたくなに拒否し続けてまいりましたが、野党の強い共同要

求に譲歩を示し、ついに三千億円の減税上積みと

社会保障給付の二ヵ月繰り上げ実施の修正をもたらしました。そして、参議院予算委員会の審議の結果、本院におきましてもこれを是認することができます。

第二の理由は、今回の予算修正の持つ意義は、新しい政治状況をつくり出す端緒となつたことで

ござります。

与野党伯仲の国会において、これまでの行財

府機位から立法府機位の政治に質的変化を遂げつたことへの象徴的あらわれであったと評価いたします。

なお、その他にも健康保険の特別保険料や国鉄運賃の法定主義緩和のあり方の問題、不公平税制の是正、そして特に最近の社会情勢にかんがみ、

社会教育、精神教育に力点を置いた行財政等に対し、隣境に私どもの主張に耳を傾けられるよう強く要望、付言いたしまして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 塚田大願君。

〔塚田大願君登壇 拍手〕

○塚田大願君 私は、日本共産党を代表して、昭和五十二年度予算第三案に対し、反対の討論をいたします。

今日、わが国は、長引くインフレと不況、日ソ漁業交渉や日米核燃料交渉の行き詰まり、政治の腐敗など、政治、経済、外交、文化のすべてにわたって深刻な危機に落ち込んでいます。国民が暮らしの安定と政治の革新を切実に求めていることは言うまでもありません。昨年末の総選挙で国民の厳しい審判を受けた自民党政府が、この要求に敵対にこたえることは当然の義務と言わなければなりません。ところが、五十二年度予算案は、そのようなものではありませんでした。

わが党は、予算委員会その他での審議を通じ、物価その他の生活問題や教育問題はもとより、日米・日ソ間の外交問題、日韓癒着、自衛隊のスペイ謀略組織など、国政の中心問題を取り上げまして政府に迫りましたが、その審議を通じて、年度予算案と福田内閣の内外政策が国民の要求にはおよそ遠くかけ離れたものであり、今日の危機を開闢するものではないことが一層明白になつたと思つてあります。政府は、国民の強い要求と院内での野党一致した闘いに押されて、一兆円減税をしむしむ受け入れました。しかし、わが党は、国民の要求に背く予算原案そのものには賛成することはどうていざないのです。

反対の第一の理由は、この予算案がインフレと不況に苦しむ国民の暮らしと日本経済の危機を開闢するものではなく、これを一層激しくするものであるところにあります。

今日、国民が長期にわたる不況とインフレー

ションのもとで、生活水準の実質的な切り下げ、すでに三年続きの、しかもますます激しくなる中企業の倒産、実数では三百万人から四百万人に上ると見られる失業者など、きわめて深刻な状態にあることは、議論の余地がありません。また、国民のこの生活難こそ不況の克服を困難にしている重要な原因であることは、わが党が繰り返し指摘しているとおりであります。

ところが、政府は、不況下に九名を超えるという異常な物価高に対し、物価は鎮静しているなどと開き直りながら、ことしも、国鉄運賃の法定制を緩和までして、公共料金の引き続き引き上げをしようとしております。

さらに、政府は、物価より景気が第一だとして、高速自動車道路や本四架橋三ルートの同時着工など、大企業本位の景気対策をとり、物価押し上げの要因を積極的につくり出しています。この本四架橋が、鉄鋼約三百二十万トン、セメント約六百十二万トンなどを必要とする、鉄とセメントの巨大なかたまりとも言うべきものであり、その工事はもとより、材料の生産に至るまで、大企業に莫大な利益を保障するものであることはよく知られています。

わが党は、物価安定によって国民の購買力を高めることこそ最良の不況対策であるとの立場を主張し、また、「減税も公共投資も」という立場を

あら、特に投資の流れを住宅建設など、国民本位のものに変えることを主張し、実情調査に基づく詳細な事実資料を挙げて政府にただしました。しかし、政府の答弁は、この当然の主張に対しても、また、内閣による為替差益を物価に生かすことを主張したことなど、いかにもこたえるものではなかったのであります。

反対の第二の理由は、この予算案が低福祉と負担を国民に押しつけ、また、労働者、農漁民、中小企業の暮らしと経営、地方財政に大きな打撃を与えるものだからであります。

政府は、健康保険の改悪を企て、中小企業労働者のボーナスからも二%の保険料を取り、初診料などを大幅に含む一兆七千億円の軍事費、YX開発費など、大企業への補助金、五ヵ年で一兆五千億円長政策を続けてきた歴代自民党政府の従属的エネ

ジニアの一部負担を三・五倍に、入院時の一時負担を三・二倍にしようとしています。高齢者失業対策もさることながら、特に苦境にある中小企業もさることなく、わめて冷淡であり、特に苦境にある中小企業に対する特権的減免税制度を上に見られる失業者など、きわめて深刻な状態にあることは、議論の余地がありません。まさに、労働者見殺し政策と言わなければなりません。

わが党は、労働者に対する仲裁裁定の完全実施、失業対策、漁業交渉の行き詰まりで大打撃を受けた漁民に対する補償、農村婦人や業者婦人の健康問題、中小企业に対する官公需の問題などを取り上げ、政府の政策の根本的な改善を求めるが、政府の態度は、全体としては、きわめて冷淡であったと言わざるを得ないのであります。

このような予算案にわが党が賛成できないのは当然のことです。特に政府が、すでに三年連続して、二兆円を超える赤字に苦しむ地方自治体に対し、当然行うべき交付税率の引き上げも行わず、一層激しい借金財政を押しつけようとしていることは、言語道断と言わなければなりません。

第三に、わが党は、今日の教育の危機を開拓するため、細切れ、詰め込み教育と、それを強制している学習指導要領や五段階相対評価の根本的な是正を求め、また、一クラス四十人体制の早急な実現や、学歴社会の是正を政府に求めましたが、政府の姿勢は、子供たちや父母の今日の切実な要望とはほど遠いものであったと言わなければなりません。

しかし、総理は、教育基本法制定三十周年の今日もなお、わが国とアジア諸国の人民に大災害を与えた軍国主義と独裁政治の思想を教育の淵源としている教育勅諭を贅美する態度をかたくなに変えようとしていないあります。私は、このような政府のものとては、わが国の未来を担う青少年の幸せはあり得ないことを、ここにはつきりと指摘するものであります。

第四に、この予算案は、ポスト四次防の新装備を大幅に含む一兆七千億円の軍事費、YX開発費など、大企業への補助金、五ヵ年で一兆五千億円

を上回る石油九十日備蓄費など、国民の血税を浪費するとともに、他方では、租税特別措置その他の大企業、大資産家に対する特権的減免税制度を温存するなど、相も変わらない大企業本位の仕組みを骨格としています。

特に、大企業などへの特権的減免税は、年間三兆円、新日本製鐵一社だけとっても二百二十億円にも及び、かつて税制調査会が、現行特別措置のうち、最も弊害の大きいものと指摘した有価証券譲渡所得の非課税措置や、大企業の支払い配当課税、受取配当益金不算入措置及び退職給与引当金などについて政府は手をつけようともしないのであります。

政府は、赤字公債四兆五百億円を含む八兆四千八百億円の国債の増発を予定し、このため国債残高は、五十二年度三十一兆円、五十五年度五十五兆円という恐るべき状態が予想されています。

このような事態が、とめどもないとインフレと重税、一層深刻な財政破綻への道であることは明らかであります。しかも政府は、いまこの財政危機を口実にして、最悪の大衆課税である附加価値税を国民に押しつけようとしております。

私は、わが党が繰り返し主張しているように、このような税、財政の仕組みを根本的に改めることがあります。しかも政府は、いまこの財政危機を口実にして、最悪の大衆課税である附加価値税を根本的に改廃し、大企業への補助金、軍事費、不用不急の支出の削減を行うこと以外には、今日の財政危機を開拓する道はないことを重ねて指摘するものであります。

第五に、わが党が質疑の中で明らかにしたように、政府は、さきの日米会談で、対潜能力の増大を初めとする自衛力の増強、朝鮮半島に緊急事態が発生した際の米軍の自由出撃などの荷物を負わされ、米・日・韓軍事同盟体制の危険な道に一層深く踏み込んでいます。

また、核燃料再処理問題の交渉の行き詰まりは、アメリカのエネルギー支配に依存して高度成

ルギー政策の危険性を一举に表面化させています。

さらに、日ソ漁業交渉の今日の行き詰まりが、ソ連政府の理不尽な方針とともに、サンフランシスコ条約第二条によつて千島の領有を放棄し、その後も全千島列島の返還という正当な領土要求による合理的な解決の道をとらなかつた日本政府の方針に原因のあることは明らかであります。

これらのこととは、今日の激動する国際関係のもとで、福田内閣が日本丸を安全に導く能力と政策のないことを明確に示すものであると考えるのであります。

また、わが党は、日韓関係にまつわる政治敗、金大中事件にまつわる政府高官や自衛隊の謀略組織の疑惑などを取り上げ、その真相究明のために努力してきました。しかし、政府の答弁は、ただただ真相の隠蔽をきゆうきゆうとしたものでしかりませんでした。このような政府にロッキード事件の徹底的究明はもとより、日韓汚職の真相究明の意思も良心もあり得ないことは明らかであります。

ことは新憲法施行から三十年、サンフランシスコ条約と安保条約が発効してから二十五年に当たります。この間、政権を握り続けてきた自民党政治がどのようなものであったかは、今日のわが国の内外にわたる深刻な危機が明白に示しています。

私は、このような政治を根本的に転換する以外には、憲法の目指す國民主権と民主主義、平和の道はあり得ないことをここに改めて指摘して、私の討論を終ります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて討論は終局いたしました。

これより三案を一括して採決いたします。

表決は記名投票をもつて行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

【議場閉鎖】

【参考氏名を点呼】

【投票執行】

○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

【投票箱閉鎖】

○議長(河野謙三君) これより開票いたします。

○議長(河野謙三君) 投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

【議場開鎖】

○議長(河野謙三君) これより開票いたします。

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(河野謙三君) 三百十八票

三百二十二票
九十六票

【参考投票を計算】
投票総数
白色票
青色票
よつて、三案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名
安孫子藤吉君
伊藤五郎君
石破二朗君
糸山英太郎君
今泉正二君
上原正吉君
江藤智君
小川半次君
大鷹淑子君
岡田廣君
井上吉夫君
岩動道行君
石本茂君
稻嶺一郎君
上田稔君
植木要君
遠藤要君
大島友治君
大谷藤之助君
岡本悟君
片山武徳君
上條勝久君
藤川一秋君
二木謙吾君
堀内俊夫君
増田盛君
町村謙吾君
宮田輝君
金五君
安井邦夫君
柳田桃太郎君
河本嘉久蔵君
木内四郎君
久次米健太郎君
陸男君
亀井久興君
河本嘉久蔵君
木内四郎君
久保田藤麿君

黒住忠行君	源田実君	後藤正夫君	佐々木満君	佐藤信二君	斎藤十朗君	坂元親男君	昭子君	山東嶋崎君	佐野菅野君	世耕機作君	政隆君	志村愛子君	坂野重信君	迫水久常君	志村愛子君	熊谷太三郎君
小林國司君	郡祐二君	都佐多宗二君	齋藤榮三郎君	新谷寅三郎君	鈴木省吾君	關田清充君	高橋善富君	寺本高橋君	高橋雄之助君	玉置和郎君	寺本廣作君	邦雄君	新谷寅三郎君	坂野重信君	和田春生君	吉田亨弘君
柄木亨弘君	栗林卓司君	中沢伊登子君	藤井恒男君	案納勝君	大塚喬君	鈴木照美君	片山照美君	赤桐操君	寺本高橋君	寺下岩藏君	寺下進也君	寺田守君	小谷亘君	小谷守君	大谷照美君	吉田道一君
木島則夫君	三治重信君	利次君	向井長年君	上田哲君	上田哲君	田中寿美子君	片山甚市君	案納勝君	寺本高橋君	寺下岩藏君	寺下進也君	寺田守君	小山一平君	杉山善太郎君	吉田道一君	吉田亨弘君
吉武恵市君	吉武恵市君	吉武恵市君	吉武恵市君	吉武恵市君	吉武恵市君	吉武恵市君	吉武恵市君	吉武恵市君	吉武恵市君	吉武恵市君	吉武恵市君	吉武恵市君	吉武恵市君	吉武恵市君	吉武恵市君	吉武恵市君

西村尚治君	中山忠雄君	中山太郎君	西村忠雄君													
寺本正利君																
寺本正利君																
寺本正利君																

寺本正利君																
寺本正利君																
寺本正利君																
寺本正利君																
寺本正利君																

寺本正利君																
寺本正利君																
寺本正利君																
寺本正利君																

寺本正利君																
寺本正利君																
寺本正利君																
寺本正利君																

昭和五十二年四月十六日 参議院会議録第九号

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件外三件

二五八

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年四月十四日

外務委員長 寺本 広作

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

鈴木 一弘君	田代富士男君
多田 省吾君	中尾 辰義君
二宮 文造君	原田 立君
藤原 房雄君	峯山 昭範君
宮崎 正義君	矢追 秀彦君
矢原 秀男君	山田 一君
岩間 正男君	上田 勝一郎君
加藤 進君	春日 正一君
神谷信之助君	河田 賢治君
沓脱タケ子君	小巻 敏雄君
須藤 五郎君	立木 洋君
塚田 大願君	内藤 功君
野坂 参三君	橋本 敦君
星野 力君	安武 洋子君
山中 郁子君	渡辺 武君
青島 幸男君	市川 房枝君
喜屋武真榮君	下村 泰君
野末 陳平君	松岡 克由君

一、委員会の決定の理由

この条約及び関係諸議定書は、千九百五十二年に作成された万国著作権条約及び関係諸議定書を改正するため千九百七十一年にパリで開催された万国著作権条約改正会議で作成されたものであつて、從前の条約に新たに保護される

基本的な権利の内容、開発途上国のために認められる翻訳権と複製権についての特例等についての規定を付加したものである。この条約及び関係諸議定書を締結することは、著作物の保護のための国際協力を促進し、また、開発途上国との友好関係を促進する見地から有益であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件

日程第三 税関における物品の評価に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第四 がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件

以上四件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長寺本広作君。

審査報告書

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件

に関する同条約の第一附属議定書及びある種の国際機関の著作物に対する千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約の適用に関する同条約の第二附属議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第二号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百七十一年七月二十四日に改正された万国著作権条約

締約国は、自國の法令に基づき著作権の保護の条件として納入、登録、表示、公証人による証明、手数料の支払又は自國における製造若しくは発行等の方式に従うことを要求する場合に著作物の著作権の保護を確保することを希望し、

世界のすべての国民にとって適當でありかつ万国条約により表現される著作権保護の制度が、現行の国際制度を害することなくこれに追加され、個人の権利の尊重を確保し、かつ、文学、学術及び美術の発達を助長することを確信し、

このようないくつかの方法で、著作権保護制度が、人間精神の所産の普及を一層容易にし、かつ、国際の理解を増進するものであることを了解し、

千九百五十二年九月六日にジネーヴで署名された万国著作権条約(以下「千九百五十二年条約」という。)を改正することに決定し、よつて、

次のとおり協定した。

第一条

各締約国は、文書、音楽の著作物、演劇用の著作物、映画の著作物、絵画、版画及び彫刻を含む文学的、学術的及び美術的著作物についての著作者その他の著作権者の権利の十分かつ有効な保護を確保するため必要なすべての措置をとる。

次とのとおり協定した。

第二条

1 いづれかの締約国の国民の発行された著作物及びいづれかの締約国において最初に発行された著作物は、他のいづれの締約国においても、當該他の締約国が自國において最初に発行された自国民の著作物に与えている保護と同一の保護及びこの条約が特に与える保護を受ける。

いづれかの締約国の国民の発行されていない

著作物は、他のいづれの締約国においても、当該他の締約国が自国民の発行されていない著作物に与えている保護と同一の保護及びこの条約が特に与える保護を受ける。

この条約の適用上、締約国は、自國の法令により、自國に住所を有する者を自国民とみなすことができる。

1 締約国は、自國の法令に基づき著作権の保護の条件として納入、登録、表示、公証人による証明、手数料の支払又は自國における製造若しくは発行等の方式に従うことを要求する場合に著作物の著作権の保護を確保することを希望し、

世界のすべての国民にとって適當でありかつ万国条約により表現される著作権保護の制度が、現行の国際制度を害することなくこれに追加され、個人の権利の尊重を確保し、かつ、文学、学術及び美術の発達を助長することを確信し、

このようないくつかの方法で、著作権保護制度が、人間精神の所産の普及を一層容易にし、かつ、国際の理解を増進するものであることを了解し、

千九百五十二年九月六日にジネーヴで署名された万国著作権条約(以下「千九百五十二年条約」という。)を改正することに決定し、よつて、

次のとおり協定した。

第一條

各締約国は、文書、音楽の著作物、演劇用の著作物、映画の著作物、絵画、版画及び彫刻を含む文学的、学術的及び美術的著作物についての著作者その他の著作権者の権利の十分かつ有効な保護を確保するため必要なすべての措置をとる。

次とのとおり協定した。

第二条

1 いづれかの締約国が、自國において最初に発行された著作物又は自国民の著作物(発行の場所のいかんを問わない。)について、著作権の取得及び享有のため、方式その他他の条件を要求することを妨げるものではない。

2 1の規定は、司法上の救済を求める者が訴えを提起するに当たり満たすべき手続上の要件として、国内で開業する弁護士に依頼すること、裁判所若しくは行政機関又はその双方に対しても訴訟に係る著作物の複製物を一部納入すること等を締約国が定めることを妨げるものではない。

もつとも、当該手続上の要件を満たしていないことは、著作権に影響を及ぼすものではない。また、保護が要求される締約国の国民に課されている要件は、他の締約国の国民に課す

昭和五十二年四月十六日 参議院会議録第九号 千九百七十一午七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求める件外三件

昭和五十二年四月十六日 参議院会議録第九号 千九百七十一午七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求める件外三件

二六〇

後に国際連合教育科学文化機関事務局長(以下「事務局長」という。)に寄託する通告により、次条及び第五条の四に定める例外の一部又は全部を援用することができる。

2 1の通告は、この条約が効力を生ずる日から十年の期間又はその十年の期間のうち通告の寄託の日に残存する期間効力を有するものとし、

また、現に経過中の十年の期間の満了の十五箇月前から三箇月前までの間に締約国が事務局長に更に寄託する通告により、更に十年間ずつ全

体的又は部分的に更新することができる。最初の通告は、この条の規定に従い、二番目以降の

十年の期間に行うこともできる。

3 2の規定にかかるわらず、1に規定する開発途上にある国でなくなつた締約国は、1又は2の規定に基づく通告を更新することができなくなるものとし、また、通告を正式に撤回するかどうかを問わず、現に経過中の十年の期間の満了の時又は開発途上にある国でなくなつた後三年を経過した時のいずれか遅い時に、次条及び第五条の四に定める例外を援用することができなくなる。

4 次条及び第五条の四に定める例外により既に作成された著作物の複製物は、この条の規定に基づく通告が効力を有する期間の満了後も、その在庫が無くなるまで引き続き頒布することができる。

5 いづれの締約国も、1に規定する国の状態と同様の状態にある特定の国又は領域についてのこの条約の適用に関し第十三条の規定に基づく通告を寄託した場合には、その国又は領域にし、この条の規定に基づく通告を寄託し、及びその通告を更新することができる。この条の規定に基づく通告が効力を有する間は、次条及び第五条の四の規定は、その国又は領域について適用することができる。その国又は領域から当該締約国への複製物の送付は、次条及び第五条の四にいう輸出とみなす。

第五条の三

(a) 前条1の規定が適用される締約国は、第五条2に定める七年の期間に代えて三年の期間又は自国の法令が定める一層長い期間を採用することができる。もつとも、この条約の

締約国である先進国又は千九百五十二年条約のみの締約国である先進国において一般に使用されていない言語への翻訳について

は、この三年の期間に代えて一年の期間とす

(b) 前条1の規定が適用される締約国は、この条約の締約国である先進国又は千九百五十二年条約のみの締約国である先進国であつて同一の言語が一般に使用されているものの全員

に一致の合意がある場合には、当該言語への翻訳について、その合意に従つて定められる期

間(この期間は、一年よりも短くではなくない。)をもつて(a)に定める三年の期間の代わりとすることができる。もつとも、当該言語が英語、フランス語又はスペイン語であるとき

は、この(b)の規定は、適用しない。その合意

は、事務局長に通告する。

(c) 許可は、許可を申請する者が、翻訳権を有する者に対する許諾を求めたが拒否されたこと

又は相当な努力を払つたが翻訳権を有する者の在庫が無くなるまで引き続き頒布することができる。

5 いづれの締約国も、1に規定する国の状態と同様の状態にある特定の国又は領域についてのこの条約の適用に関し第十三条の規定に基づく通告を寄託した場合には、その国又は領域にし、この条の規定に基づく通告を寄託し、及びその通告を更新することができる。この条の規定に基づく通告が効力を有する間は、次条及び第五条の四の規定は、その国又は領域について適用することができる。その国又は領域から当該締約国への複製物の送付は、次条及び第五条の四にいう輸出とみなす。

及び(c)に規定する国内的又は地域的情報センターアに對し、申請書の写しを書留航空便で送付しなければならない。許可を申請する者は、このようセンターアについて通告が行われていない場合には、国際連合教育科学文化機関が設立した国際著作権情報センターにもその写しを送付しなければならない。

又は、このようセンターアについて通告が行われていない場合には、国際連合教育科学文化機関が設立した国際著作権情報センターにもその写しを送付しなければならない。

2 (a) この条の規定に基づく許可是、三年の期間の満了を条件として受けられる許可について更に六箇月の期間が満了するまで、一年の期間の満了を条件として受けられる許可については更に九箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。その追加の期間は、(c)に規定する翻訳の許諾を求めた日から、又は翻訳権を有する者若しくはその者の住所が明らかでない場合には1(d)に規定する許可の申請書の写しの発送の日から起算する。

(b) 許可是、翻訳物が翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により(a)の六箇月又は九箇月の期間内に発行された場合には、与えてはならない。

3 この条の規定に基づく許可是、教育又は研究を目的とする場合に限り、与えることができる。

(a) この条の規定に基づいて与えられる許可は、翻訳物の輸出には及ばないものとし、許可が申請された締約国における発行についてのみ有効とする。

(b) この条の規定によつて与えられた許可に基づいて発行された翻訳物には、その許可を与えた締約国においてのみその翻訳物が領布されれるものである旨の表示を適當な言語で記載しなければならない。第三条1の表示が著作物に掲げられている場合には、その表示を当該著作物の翻訳物にも掲げなければならない。

(c) この条の規定に基づき英語、フランス語及びスペイン語以外の言語への著作物の翻訳の

許可を与えた締約国のお府機関その他の公の機関が当該許可に基づいて作成された翻訳物を他の國に送付する場合において、次のすべての条件が満たされるとときは、輸出の禁止についての(a)の規定は適用しない。

(i) 受取人が、当該許可を与えた締約国の人であることと又はその國民から成る団体であること。

(ii) その翻訳物が、教育又は研究のためにのみ使用されること。

(iii) その翻訳物の送付及びその後の受取人への領布が、営利の目的を有しないこと。

(iv) その翻訳物を送付された國が、その締約國との間でその翻訳物の受領若しくは領布又はその双方を許可することについて合意しており、かつ、その合意を行つたいたずれかの政府がその合意を事務局長に通告していること。

(v) その翻訳物が、教育又は研究のためにのみ使用されること。

(vi) 許可が、二の関係国における関係者の間で自由に取り決める翻訳の許諾の場合に通常支払われる使用料の基準に合致する公正な補償金を伴うこと。

(vii) 許可が、(a)の補償金の支払及び移転が行われること。通貨に関する国内規制が存在する場合に

は、権限のある機関は、国際的に交換可能な通貨又はこれに相当するものによる補償金の移転を確保するため、国際的な機構を利用してあらゆる努力を払う。

(viii) 締約国がこの条の規定に基づいて与えた許可は、その許可が与えられた翻訳物と同一の言語による翻訳物であつてほぼ同一の内容を有する

ものが、翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により、当該締約国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で当該締約國において発行された場合には、消滅する。許可の消滅前に既に作成された翻訳物は、その在

庫が無くなるまで引き続き頒布することができ
る。

7 主として図面から成る著作物については、本文を翻訳し及び図面を複製するための許可是、次条の条件も満たされる場合に限り、与えることができる。

8 (a) この条に基づいて保護を受ける著作物で印刷その他類似の複製形式で発行されたものの翻訳の許可是、前条1の規定が適用される締約国に主たる事務所を有する放送機関にも、その放送機関が当該締約国において行う申請に基づき、次のことを条件として与えることができる。

(i) その翻訳物が、当該締約国の法令に従つて作成され及び取得された複製物から作成されること。

(ii) その翻訳物が、専ら教育を目的とする放送又は特定の分野の専門家向けの科学技術情報の普及を目的とする放送においてのみ使用されること。

(iii) その翻訳物が、当該締約国内の受信者向けに適法に行われる放送（専らそのような放送のために適法に作成された録音又は録画物を用いて行う放送を含む。）においてのみ使用されること。

(iv) その翻訳物の録音物又は録画物は、当該許可を与えた締約国に主たる事務所を有する放送機関の間においてのみ交換することができる。

(v) その翻訳物の使用が、營利性を有しないこと。

(b) 許可是、(a)に定める基準及び条件が満たされることを条件として、専ら教育活動において使用されたために作成されかつ発行された視聴覚的固定物と一体となつてある本文の翻訳のために、放送機関に与えることができる。

9 (a) この条の規定に従うことを条件として、この条の他の規定は、許可の付与及び行使について適用する。

(b) この条の規定に従うことを条件として、この条の規定に基づいて与えられた許可是、第五条の定めるところによるものとし、また、第五条2に定める七年の期間が満了した後も引き続きこの条及び第五条の定めるところによる。もつとも、その期間の満了後は、許可を受けた者は、その許可を専ら第五条の定めるところによる新たな許可に替えることを請求することができる。

第五条の四

1 第五条の二-1の規定が適用される締約国は、次の規定を採用することができる。

(a) 3に規定する文学的、学術的又は美術的著作物の特定の版の複製物が、

(i) その版の最初の発行の日から起算して(c)に定める期間又は

(ii) 当該締約国が定める一層長い期間が満了した時までに、複製権を有する者又はその者の許諾を得た者により、当該締約国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で当該締約国において一般公衆に又は教育活動のために頒布されていない場合には、当該締約国は、教育活動における使用のため、その価格又は一層低い価格でその版を発行するための非排他的な許可を権限のある機関から受けることができる。許可是、許可を申請する者が、複製権を有する者と連絡することができなかつた場合には、著作物にその名を表示されている発行者に対し、及び発行者がその主たる事務所を有していると推定される者が事務局長に寄託した通告で指定了した国内的又は地域的情報センターに対し、申請書の写しを書留航空便で送付しなければならない。許可を申請する者は、その通告が行われていない場合には、国際連合教育科学文化機関が設立した国際著作権情報センターにもその写しを送付しなければならない。許可是、申請書の写しの発送の日から三箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。

(iii) 三年の期間の満了を条件として受けられる

(d) 許可を申請する者は、複製権を有する者と連絡することができなかつた場合には、著作物にその名を表示されている発行者に対し、及び発行者がその主たる事務所を有していると推定される者が事務局長に寄託した通告で指定了した国内的又は地域的情報センターに対し、申請書の写しを書留航空便で送付しなければならない。許可を申請する者は、その通告が行われていない場合には、国際連合教育科学文化機関が設立した国際著作権情報センターにもその写しを送付しなければならない。許可是、申請書の写しの発送の日から三箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。

(e) 三年の期間が満了する場合を除くは、許可是、次の条件が満たされた場合を除くは、この条の規定に基づいて与えてはならない。

(f) 1に定める例外には、更に次の規定が適用されず。

(g) その翻訳物が、当該許可を与える権能を有する国において一般に使用されている言語によるものでない場合

(h) その翻訳物が、翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により発行されたものは、発行するための許可をこの条の規定に基づいて与えてはならない。

(i) その翻訳物が、翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により発行されたものは、発行するための許可をこの条の規定に基づいて与えてはならない。

(j) 版の正確な複製を確保するため、国内法令により適當な措置をとる。

(k) 次の場合には、著作物の翻訳物を複製しかつて一般公衆に又は教育活動のために六箇月の期間が満了した後も引き続き

(l) (a)に規定する国内的若しくは地域的情報センターに通報しなければならない。

(m) 許可是、特定の版の許諾を得た複製物が、当該締約国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で当該締約国において一般公衆に又は教育活動のために六箇月の期間が満了した後も引き続き

(n) (a)にいう期間は、五年とする。ただし、(i)自然科学及び科学技術に関する著作物については、三年とする。

(o) 小説等のフィクション、詩、演劇用の著作物、音楽の著作物及び美術書について

(p) (a)にいう期間は、五年とする。ただし、(i)自然科学及び科学技術に関する著作物については、三年とする。

(q) 版の正確な複製を確保するため、国内法令により適當な措置をとる。

(r) 次の場合には、著作物の翻訳物を複製しかつて一般公衆に又は教育活動のために六箇月の期間が満了した後も引き続き

(s) (a)に規定する国内的若しくは地域的情報センターに通報しなければならない。

(t) 著作物の特定の版の題号及び著作者の名は、発行されたすべての複製物に印刷されていなければならない。許可是、複製物の輸出には及ぼさないものとし、許可が申請された締約国における発行についてのみ有効とする。許可を受けた者は、その許可を譲渡してはならない。

(u) 版の正確な複製を確保するため、国内法令により適當な措置をとる。

(v) 次の場合には、著作物の翻訳物を複製しかつて一般公衆に又は教育活動のために六箇月の期間が満了した後も引き続き

(w) (a)に規定する許諾を始めた日から、又は該版の複製物にも掲げなければならない。第三条1の表示が記載しなければならない。第三条1の表示が版に掲げられている場合には、その表示を当該版の複製物にも掲げなければならない。

(x) 次のこととを確保するため、適當な国内措置をとる。

(y) 許可が、二の関係国における関係者の間で自由に取り決める複製の許諾の場合に通常支払われる使用料の基準に合致する公正な補償金を伴うこと。

(z) (i)の補償金の支払及び移転が行われること。通貨に関する国内規制が存在する場合には、権限のある機関は、国際的に交換可能な通貨又はこれに相当するものによる補

昭和五十二年四月十六日 参議院会議録第九号

千九百七十一年七月二十四日に改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求める件外三件

二六二

債金の移転を確保するため、国際的な機構を利用してあらゆる努力を払う。

(c) 著作物のいずれかの版の複製物が、複製権を有する者又はその者の許諾を得た者により、当該締約国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で当該締約国において一般公衆又は教育活動のために頒布される場合において、その版が、許可に基づいて発行された版と同一の言語によるものであり、かつ、ほぼ同一の内容のものであるときには、この条の規定に基づいて与えられた許可是、消滅する。許可の消滅前に既に作成された複製物は、その在庫が無くなるまで引き続き頒布することができる。

(d) 許可是、著作者が特定の版の頒布中のすべての複製物を回収した場合には、与えてはならない。

(a) (b) の規定が適用される場合を除くほか、この条の規定が適用される文学的、学術的又は美術的著作物は、印刷その他類似の複製形式で発行された著作物に限定される。

(b) この条の規定は、適法に作成された視聴覚的固定物であつて保護を受ける著作物であるものが又は保護を受ける著作物を収録したものを見る複観の形式で複製すること及びそれと一体となつて本文を当該許可を与える権能を有する国において一般に使用されている言語に翻訳することについても、適用する。ただし、その複観的固定物が、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行されたものであることを条件とする。

第六条
この条約において「発行」とは、読むこと又は視覚によって認めることができるよう著作物を有形的に複製し及びその複製物を公衆に提供することをいう。

第七条
この条約は、保護が要求される締約国における

条約の効力発生の日に当該締約国において最終的に保護を受けなくなつておらず又は保護を受けたことのない著作物及び著作物についての権利には適用しない。

第八条

1 千九百七十一年七月二十四日の日付を付したこの条約は、事務局長に寄託するものとし、この条約の日付の日の後百二十日の間千九百五十二年条約のすべての締約国による署名のために開放しておく。この条約は、署名国によつて批准され又は受諾されなければならない。

2 この条約に署名しなかつたいすれの国も、これに加入することができる。

第九条

1 この条約は、十二の批准書、受諾書又は加入書の寄託の後三箇月で効力を生ずる。

2 その後は、この条約は、批准書、受諾書又は加入書を事務局長に寄託することによつて行三箇月で効力を生ずる。

第十一条

1 次の任務を有する政府間委員会を設置する。
(a) 万国著作権条約の適用及び運用に関する問題を研究すること。

(b) この条約の定期的改正を準備すること。

(c) 国際連合教育科学文化機関、文学的及び美術的著作物保護国際同盟、米州機関等の関係国際機関と協力して著作権の国際的な保護に関するその他の問題を研究すること。

(d) 自己の活動を万国著作権条約の締約国に通報すること。

第十二条

1 この条約は、政府間委員会は、この条約の締約国又は百五十二年条約のみの締約国である十八の国の代表者から成る。

2 政府間委員会の構成国は、地理的位置、人口、言語及び発展段階を基礎とする各国の利益の公正な均衡に十分な考慮を払つて選出される。

3 千九百五十二年条約の締約国でない国によるこの条約への加入は、千九百五十二年条約への加入を伴う。もつとも、この条約が効力を生ずる前に加入書を寄託する国は、千九百五十二年条約への加入についてこの条約が効力を生ずることを条件とすることはできる。この条約が効力を生じた後は、いすれの国も、千九百五十二年条約にのみ加入することはできない。

第十三条

1 政府間委員会は、必要と認めるとき又はこの条約の締約国との関係は、千九百五十二年条約の定めるとところによる。もつとも、千九百五十二年条約のみの締約国は、事務局長に寄託する通告の少なくとも十の締約国の要請があるときは、改正の会議を招集する。

第十四条

1 締約国は、自國について、又は前条の規定に基づいて行つた通告に掲げる国若しくは領域の全部若しくは一部についてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、事務局長にてた通告により行う。この条約の廃棄は、千九百五十二年条約の廃棄を伴う。

2 1の廃棄は、廃棄の通告が行われた締約国又は国若しくは領域についてのみ効力を有するものとし、通告が受領された日の後十二箇月を経過するまでは効力を生じない。

3 この条約への加入は、千九百五十二年条約への加入を伴う。もつとも、この条約が効力を生ずる前に加入書を寄託する国は、千九百五十二年条約への加入についてこの条約が効力を生ずることを条件とすることはできる。この条約が効力を生じた後は、いすれの国も、千九百五十二年条約にのみ加入することはできない。

第十五条

1 この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意する場合のとし、通告が受領された日の後十二箇月を経過するまでは効力を生じない。

2 1の廃棄は、廃棄の通告が行われた締約国又は国若しくは領域についてのみ効力を有するものとし、通告が受領された日の後十二箇月を経過するまでは効力を生じない。

3 この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意する場合のとし、通告が受領された日の後十二箇月を経過するまでは効力を生じない。

第十六条

1 この条約は、英語、フランス語及びスペイン語により作成する。これらの三条約文は、署名されるものとし、ひとしく正文とする。

2 事務局長は、関係政府と協議の上、アラビア語、ドイツ語、イタリア語及びポルトガル語によるこの条約の公定訳文を作成する。

3 いすれの締約国も、単独で又は共同して、

いてこの条約を適用する旨を宣言することができる。その通告が行われた場合には、この条約は、その通告に掲げる国又は領域について、第九条に定める三箇月の期間が満了した後に適用する。その通告が行われない場合には、この条約は、その国又は領域について適用しない。

第十一条

1 各締約国は、自國の憲法に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとる。いすれの国も、自國についてこの条約が効力を生ずる日に、自國の法令に従いこの条約を実施することができる状態になつていなければならぬと了解される。

第十二条

1 次の任務を有する政府間委員会を設置する。
(a) 万国著作権条約の適用及び運用に関する問題を研究すること。

(b) この条約の定期的改正を準備すること。

(c) 国際連合教育科学文化機関、文学的及び美術的著作物保護国際同盟、米州機関等の関係国際機関と協力して著作権の国際的な保護に

関するその他の問題を研究すること。

(d) 自己の活動を万国著作権条約の締約国に通報すること。

第十三条

1 締約国は、自國について、又は前条の規定に基づいて行つた通告に掲げる国若しくは領域の全部若しくは一部についてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、事務局長にてた通告により行う。この条約の廃棄は、千九百五十二年条約の廃棄を伴う。

2 1の廃棄は、廃棄の通告が行われた締約国又は国若しくは領域についてのみ効力を有するものとし、通告が受領された日の後十二箇月を経過するまでは効力を生じない。

第十四条

1 この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意する場合のとし、通告が受領された日の後十二箇月を経過するまでは効力を生じない。

2 1の廃棄は、廃棄の通告が行われた締約国又は国若しくは領域についてのみ効力を有するものとし、通告が受領された日の後十二箇月を経過するまでは効力を生じない。

第十五条

1 この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意する場合のとし、通告が受領された日の後十二箇月を経過するまでは効力を生じない。

2 1の廃棄は、廃棄の通告が行われた締約国又は国若しくは領域についてのみ効力を有するものとし、通告が受領された日の後十二箇月を経過するまでは効力を生じない。

第十六条

1 この条約は、英語、フランス語及びスペイン語により作成する。これらの三条約文は、署名されるものとし、ひとしく正文とする。

2 事務局長は、関係政府と協議の上、アラビア語、ドイツ語、イタリア語及びポルトガル語によるこの条約の公定訳文を作成する。

3 いすれの締約国も、単独で又は共同して、

いてこの条約を適用する旨を宣言することができる。その通告が行われた場合には、この条約は、その通告に掲げる国又は領域について、第九条に定める三箇月の期間が満了した後に適用する。その通告が行われない場合には、この条約は、その国又は領域について適用しない。

語による訳文を事務局長に作成させることができ
かる。

4 この条約のすべての訳文は、この条約の署名本
書に添付する。

第十七条

1 この条約は、文学的及び美術的著作物の保護
に関するベルヌ条約の規定及び同条約により創
設された同盟の構成国の地位に何ら影響を及ぼ
すものではない。

2 1の規定の適用に関し、この条に宣言が附属
している。この宣言は、千九百五十一年一月一
日にベルヌ条約に拘束されていた国又はその後
拘束された國若しくは拘束される國について、
この条約の不可分の一部である。これらの國に
よるこの条約の署名は、この宣言の署名を伴うも
のとし、これらの國によるこの条約の批准若し
くは受諾又はこれへの加入は、それぞれこの宣
言の批准若しくは受諾又はこれへの加入を伴う。

第十八条

この条約は、専ら二以上の米州の共和国の間に
のみ現在効力を有しており又は将来効力を有する
こととなる著作権に関する多數国間又は二国間の
条約又は取締を無効にするものではない。これら
の現行の条約若しくは取締の規定とこの条約の規
定とが抵触する場合又はこの条約が効力を生じた
後に二以上の米州の共和国の間に新たに作成され
る条約若しくは取締の規定とこの条約の規定とが
抵触する場合には、最も新しく作成された条約又
は取締の規定が締約国間において優先する。いず
れかの締約国についてこの条約が効力を生ずる日
前に有効な条約又は取締に基づき当該締約国にお
いて取得された著作物についての権利は、影響を
受けない。

第十九条

この条約は、二以上の締約国間に効力を有し
ている著作権に関する多數国間又は二国間の条約
又は取締を無効にするものではない。これらの条
約又は取締の規定とこの条約の規定とが抵触する

場合には、この条約の規定が優先する。いずれか
の締約国についてこの条約が効力を生ずる日前に
有効な条約又は取締に基づき当該締約国において
取得された著作物についての権利は、影響を受け
ない。この条の規定は、第十七条及び前条の規定
に何ら影響を及ぼすものではない。

第二十条

この条約には、いかなる留保も認めない。

第二十一条

1 事務局長は、関係国に對し、及び登録のため
国際連合事務総長に対し、この条約の認証副本
を送付する。

2 事務局長は、すべての関係国に對し、批准
書、受諾書又は加入書の寄託、この条約が効力
を生ずる日、この条約に基づく通告及び第十四
条の規定に基づく廢棄を通報する。

第十七条に關する附屬宣言

文学的及び美術的著作物保護國際同盟（以下「ベ
ルヌ同盟」という。）の構成国でありかつこの条約
の署名国である國は、
その同盟の基礎の上に相互の關係を密接にし、
かつ、ベルヌ条約と万国著作権条約との併存から
生ずる紛争を避けることを希望し、
著作権の保護の水準を自國の文化的、社会的及
び經濟的發展段階に対応させることを一時的に必
要としている國があることを認めて、
合意により、次の宣言を受諾した。

(b) (b)に規定する場合を除くほか、千九百五十
一年一月一日の後にベルヌ同盟から脫退した國を
ベルヌ条約により本国とする著作物は、ベルヌ
同盟において、万国著作権条約による保護を
受けない。

(c) (c)の規定は、國際連合総会の確立された慣行
により開発途上にある國とされる締約国であつ
て、自國を開発途上にある國と認める旨の通告
をベルヌ同盟からの脱退の時に国際連合教育科
學文化機関事務局長に寄託しているものについ
ては、その締約国がこの条約に定める例外を第
五百七十一年にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件外三件 千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件外三件

五条の二の規定に基づいて援用することができ
る限り、適用しない。

(e) 万国著作権条約は、いずれかのベルヌ同盟國
をベルヌ条約に基づいて本国とする著作物の保
護に関する限り、ベルヌ同盟國の間の關係につ
いては適用しない。

第十二条に關する決議

万国著作権条約改正会議は、
この決議が附屬するこの条約第十二条に規定す
る政府間委員会に関する問題を審議して、

第十二条及び同条に附屬する決議に基づいて設
置された政府間委員会の十二の構成国の代表者
並びにこれに加えてアルジェリア、オーストラ
リア、日本国、メキシコ、セネガル及びユーノ
ゴースラヴィアの代表者から成る。

政府間委員会は、当初、千九百五十二年条約

第一條及び同条に附屬する決議に基づいて設

置された政府間委員会の十二の構成国の代表者
並びにこれに加えてアルジェリア、オーストラ
リア、日本国、メキシコ、セネガル及びユーノ
ゴースラヴィアの代表者から成る。

期の終わりに、他の三分の一は第三回の通常
会期の終わりに、残りの三分の一は第四回的
通常会期の終わりに、それぞれ任期が満了す
るものと了解される。

(b) 政府間委員会の空席を補充する手続規則、
構成國の任期が満了する順序に関する規則、
再選の資格に関する規則及び選挙の手続規則

は、同委員会の構成國の地位の継続の必要と
構成國の交渉の必要との均衡及びこの条約第
十一条③にいう考慮を基礎とする。

万国著作権条約改正会議は、
この決議が附屬するこの条約第十二条に規定す
る政府間委員会に関する問題を審議して、

次のこととを決議する。

チリ共和国のために

コスタ・リカ共和国のために

カルロス・コレーレス

キューバ共和国のために

デンマーク王国のために

W・ヴァインケ

エクアドル共和国のために

スペイン国のために

エミリオ・ガリーゲス

アメリカ合衆国のために

ブルース・C・ラッド・Jr

アブラハム・L・カミンスタイン

フィンランド共和国のために

ピエール・シャルパンティエ

A・サン・ムル

ガーナ共和国のために

エミール・セッペレ

千九百七十一年十一月二十一日

フランス共和国のために

アランダ共和国のために

モーリシャス共和国のために

ハンガリー人民共和国のために

ハイチ共和国のために

ティマール・イシュトウーン

インド共和国のために

政府の承認を条件として

カンティ・チヨウドリー

S・バーククリッシュナン

アイルランドのために

ナジニニア連邦共和国のために

アイスランド共和国のために

イスラエル国のために

メエール・ガバイ

イタリア共和国のために

P・アルキ

日本国のために

中山賀博

安達健一

千九百七十一年十月二十二日

ケニア共和国のために

D・J・カワード

カンボディア共和国のために

ラオス王国のために

レバノン共和国のために

サラー・ハ・ステディエ

リベリア共和国のために

オーガステイン・D・ジャラー

リヒテンシユタイン公国のために

ゲルリツヴィリブリアン

ルクセンブルグ大公国のために

マルタのために

マラウイ共和国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

スウェーデン王国のために

ヴァチカンのために

E・アーミティジ

ウイリアム・ウォーレス

ハンス・ダネリウス

スイス連邦のために

ペドラツヴィー

チエコスロバキア社会主義共和国のために

モナコ公国のために

ノールウェー王国のために

ヘルスレーブ・ボーケト

千九百七十一年十一月二十日

パキスタンのために

バナマ共和国のために

パラグアイ共和国のために

オランダ王国のために

W・L・ハールト

J・フェルフーヴェ

ペル・共和国のために

斐リピン共和国のために

ボルトガル共和国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

スウェーデン王国のために

スウェーデン王国のために

ヴァチカンのために

ハンス・ダネリウス

スイス連邦のために

ペドラツヴィー

F・クエヴァス・カソンシノ

メキシコ合衆国のために

モーリシャス共和国のために

チエコスロバキア社会主義共和国のために

テュニジア共和国のために

ラフィク・サイド

ヴァニズエラ共和国のために

ユゴースラヴィア社会主義連邦共和国のために

A・イエリック
サンビア共和国のために

無国籍者及び亡命者の著作物に対する同条約の適用に関する同条約の

第一附属議定書

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約(以下「千九百七十一年条約」という。)の締約国でありかつこの議定書の締約国である国は、

次の規定を受諾した。

1 この議定書の締約国に常時居住する無国籍者及び亡命者は、千九百七十一年条約第八条の規定の例により、署名され、かつ、批准され又は受諾されるものとし、また、これに加入することができる。

(a) この議定書は、千九百七十一年条約第八条の規定の例により、署名され、かつ、批准され又は受諾されるものとし、また、これに加入することができる。

(b) この議定書は、各国について、批准書、受諾書若しくは加入書が寄託される日又は当該国について千九百七十一年条約が効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずるものとみなす。

(c) 千九百五十二年条約の第一附属議定書の締約国でない国についてこの議定書が効力を生じたときは、千九百五十二年条約の第一附属議定書は、当該国について効力を生じたものとみなす。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百七十一年七月二十四日にパリで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。本書は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、署名国に対し、及び登録のため国際連合事務総長に対し、その認証謄本を交付する。

ドイツ連邦共和国のために ルブレヒト・フォン・ケラー オイゲン・ウルマー アンドラーのために	アルゼンティン共和国のために ベルギー王国のために チリ共和国のために コスタ・リカ共和国のために デンマーク王国のために エクアドル共和国のために アメリカ合衆国のために フランス共和国のために ピエール・シャルパンティエ	A・サン・ムル ガーナ共和国のために オーストラリア連邦のために オーストリア共和国のために ベルギー王国のために チリ共和国のために コスタ・リカ共和国のために デンマーク王国のために エクアドル共和国のために アメリカ合衆国のために フランス共和国のために ピエール・シャルパンティエ
リヒテンシュタイン公国のために ゲルリッツィ・ブリアン ルクセンブルグ大公国のために マラウイ共和国のために マルタのために モーリシャスのために マヨチカのために スイス連邦のために スウェーデン王国のために スイス・ダネリウス ペドラフツィー	グアテマラ共和国のために 政府の承認を条件として ハイチ共和国のために ハンガリー人民共和国のために インド共和国のために 政府の承認を条件として カントン・チヨウドリー アイルランドのために アイスランド共和国のために イスラエルのために メキシコ合衆国のために モナコ公国のために ニカラグア共和国のために ナイジニア連邦共和国のために ノールウェー王国のために ペルスレーブ・ボーグト ニユーヨーク州のために パキスタンのために パナマ共和国のために パラグアイ共和国のために オランダ王国のために W・L・ハールト J・フェルフーヴェ ペルー共和国のために フィンランド共和国のために レバノン共和国のために ラオス王国のために カンボディア共和国のために D・J・カワード 千九百七十一年十月二十二日 安達健一 中山賀博	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合 王国のために E・アーミティージ ヴァチカンのために E・ロヴィダ ウェーラン王国のために ハンス・ダネリウス ペドラフツィー チャコスロヴァキア社会主義共和国のために テュニジア共和国のために ラフィク・サイド ヴェネズエラ共和国のために ユーロースラヴィア社会主義連邦共和国のために ザンビア共和国のために A・イエリック ザンビア共和国のために 二附屬議定書 ある種の国際機関の著作物に対する千九百七十年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約(以下「千九百七十一年条約」という。)の締約国でありかつこの議定書の締約国である国は、 次的规定を受諾した。 (b) 同様に、千九百七十一年条約第二条1に規定する保護は、国際連合、国際連合と連携関係を有する専門機関又は米州機構が最初に発行した著作物について適用する。
リベリア共和国のために オーガスティン・D・ジャラー	千九百七十一年十一月二十日 サラ・ハ・ステティエ	(a) 千九百七十一年条約第二条2の規定は、(a)の機関又は機関について適用する。 (a) この議定書は、千九百七十一年条約第八条の規定の例により、署名され、かつ、批准さ
昭和五十二年四月十六日 参議院会議録第九号 千九百七十一年七月二十四日に改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件外三件	二六五	

昭和五十二年四月十六日 参議院会議録第九号

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件外三件 二六六

れ又は受諾されるものとし、また、これに加入することができる。

(b) この議定書は、各国について、批准書、受諾書若しくは加入書が寄託される日又は当該国について千九百七一年条約が効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百七十一年七月二十四日にパリで、ひとしき正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。本書は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、署名国に対し、及び登録のため国際連合事務総長に対し、その認證原本を送付する。

ドイツ連邦共和国のために
ルフレヒト・フォン・ケラー

オイゲン・ウルマー
アンドラーのために

アルゼンティン共和国のために

オーストラリア連邦のために
オーストリア共和国のために

ベルギー王国のために
男爵 パペイアン・ド・モルシヨヴァン

千九百七十一年七月二十八日
ブラジル連邦共和国のために
エヴァーラルド・ダイレル・デ・リマ
カナダのために

チリ共和国のために

コスタ・リカ共和国のために

カルロス・コラーレス
キニーバ共和国のために

デンマーク王国のために
W・ヴァインケ

エクアドル共和国のために
中山賀博

スペイン国のために
エミリオ・ガリーゲス

アメリカ合衆国のために
ブルース・C・ラッド・Jr

アブラハム・L・カミンスタイン
フィンランド共和国のために

フランス共和国のために
R・R・セッペレ

千九百七十一年十一月二十日
ピエール・シャルパンティエ

A・サン・ムル
ガーナ共和国のために

ギリシャ王国のために

グアテマラ共和国のために
政府の承認を条件として

ハイチ共和国のために
オランダ共和国のために

ハンガリー人民共和国のために
ティマール・イシュトワーン

インド共和国のために
モナコ公国のために

政府の承認を条件として
カンティ・チョウドリー

S・バラクリッシュナン
アイルランドのために

アイスランド共和国のために

ニース・ジーランドのために
中山賀博

イスラエル国のために
メエール・ガバイ

イタリア共和国のために
P・アルキ

日本国のために
安達健一

千九百七十一年十月二十二日
ケニア共和国のために
D・J・カワード

カンボディア共和国のために
ラオス王国のために

レバノン共和国のために
サラーハ・ステティエ

リベリア共和国のために
オーガスティン・D・ジャラー

リヒテンシュタイン公国のために
ゲルリック・ブリアン

ルクセンブルグ大公国のために
マラウイ共和国のために

ボルトガル共和国のために
E・アーミティージ

フィリピン共和国のために
王國のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國のために
E・ロヴィダ

マルタのために
モーリシャスのために

スウェーデン王国のために
ハанс・ダネリウス

ペドラツィー
F・クエヴァス・カンシノ

モナコ公国のために
フアレーズ

ニカラグア共和国のために
ナイジエリア連邦共和国のために

ノールウェー王国のために
ヘルスレーブ・ボーグト

千九百七十一年十一月二十日
ニュージーランドのために
A・イエリック

バキスタンのために
パナマ共和国のために

パラグアイ共和国のために
オランダ王国のために

パラグアイ共和国のために
オランダ王国のために

ペルー共和国のために
J・フェルフーヴェ

ペル・ガル共和国のために
E・アーミティージ

フィリピン共和国のために
王國のために

ボルトガル共和国のために
V・ウリアム・ウォーレス

ヴァチカンのために
H・ラフィク・サイド

スイス連邦のために
ペドラツィー

チエコスロバキア社会主義共和国のために
テュニジア共和国のために

ヴェネズエラ共和国のために
A・イエリック

ユーロースラヴィア社会主義連邦共和国のために
A・イエリック

ザンビア共和国のために

審査報告書

子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年四月十四日

参議院議長 河野 謙三殿
外務委員長 寺本 広作

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、子に対する扶養義務に関する国際私法について各國に共通の規則を定めることを目的とし、子に対する扶養義務に関しては、子の常居所地、すなわち子が実際に居住する地の法律を適用することを定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、子の保護の見地から適切であるのみならず、国際私法の漸進的統一のための国際協力を進める上からも有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めめた。

一、費用
別に費用を要しない。

子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。
昭和五十二年三月十五日

内閣総理大臣 福田 起夫

子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件
子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件
結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし

書の規定に基づき、国会の承認を求める。

子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の署名は、

この条約の署名は、子に対する扶養義務の準拠法に関する共通の規則を定めることを希望し、このため条約を締結することに決定して、次のとおり協定した。

第一条
子が扶養を請求することができるかどうか、どの程度まで請求することができるか及び誰に対し法律によつて定める。

子の常居所に変更がある場合には、その変更の時から新たな常居所地の法律を適用する。

扶養の請求を申し立てることができる者及びその申立てをすることができる期間についても、子の常居所地の法律によつて定める。

この条約の適用上、「子」とは、嫡出である子、嫡出でない子又は養子であつて、婚姻をしていない二十一歳未満のものをいう。

第二条
前条の規定にかかわらず、各締約国は、次のすべての条件が満たされた場合に自国の法律を適用すること。

(1) 子及び扶養を請求される者が自国の国籍を有すること。
(2) 扶養を請求される者が自國に常居所を有すること。

前条の規定にかかる限り、各締約国は、次のすべての条件が満たされた場合に自国の法律を適用すること。

(1) 扶養の請求が自國の當局に申し立てられること。
(2) 扶養の請求が自國の當局に申し立てられる

こと。
この条約は、批准されなければならない。批准書は、オランダ外務省に寄託する。

各批准書の寄託について調書を作成するものとし、その認証謄本は、外交上の経路を通じて各署名国に送付する。

第六条

この条約は、第一条の規定によつて指定される法律が締約国の法律である場合にのみ適用する。

第七条
この条約は、ヘーリング國際私法會議の第八回会期に代表を出した国による署名のために開放してお

く。この条約は、署名若しくは批准又は批準書は、オランダ外務省に寄託する。

各批准書の寄託について調書を作成するものとし、その認証謄本は、外交上の経路を通じて各署名国に送付する。

第八条
この条約は、前条第二項の批准書のうち四番目に寄託されるものの寄託の時から六十日目の日に效力を生ずる。

この条約は、その後に批准する各署名国についても、同様とする。

この条約は、その批准書の寄託の日から六十日目の日以後にこの条約を批准し又はこれに加入する国についても、同様とする。

この条約は、廢棄されない限り、五年ごとに黙示的に更新される。

この条約は、第八条第一項に規定する日から五年間効力を有する。

前項の有効期間は、第八条第一項に規定する日以後にこの条約を批准し又はこれに加入する国についても、同様とする。

この条約は、廢棄されない限り、五年ごとに黙示的に更新される。

この条約は、締約国が本土地域については当然に適用する。

この条約は、締約国が国際関係について責任を有する締約国は、自國が国際関係について責任を有する他の領域の全部又は一部につきこの条約を適用する

ことを希望する場合には、その旨を文書によつて通告するものとし、その文書をオランダ外務

省に寄託する。同外務省は、その文書の認証謄本を外交上の経路を通じて各締約国に送付する。

この条約によつて準拠法とされた法律の適用は、事件の係属する当局の属する国の公の秩序に明らかに反する場合を除くほか、排除することができない。

第五条
この条約は、傍系親族間の扶養については適用されない。

この条約は、扶養義務に関する法律の抵触についてのみ規律する。この条約を適用して行われた決定は、扶養義務者と扶養権利者との間の親子関係又は親族関係の確定に影響を及ぼすものではない。

この条約は、扶養義務に関する法律の抵触についてのみ規律する。この条約を適用して行われた決定は、扶養義務者と扶養権利者との間の親子関係又は親族関係の確定に影響を及ぼすものではない。

第六条

この条約は、第八条第一項に規定する日から五年間効力を有する。

前項の有効期間は、第八条第一項に規定する日以後にこの条約を批准し又はこれに加入する国についても、同様とする。

この条約は、廢棄されない限り、五年ごとに黙示的に更新される。

この条約は、廢棄は、これを他のすべての締約国に通知する。

廃棄は、五年の期間が満了する少なくとも六箇月前にオランダ外務省に通告するものとし、同外務省は、これを他のすべての締約国に通知する。

廃棄は、これを通告した国についてのみ効力を生ずるものとし、その他の締約国については、こ

の条約は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けたこの条約に署名した。

千九百五十六年十月二十四日にパリで本書一通を作成した。本書は、オランダ政府に寄託するものとし、その認証副本は、外交上の経路を通じて、ヘーネ国際私法会議の第八回会期に代表を出した國及び後に加入する国に送付する。

ドイツ連邦共和国のために

グレート・ブリテン及び北島アイルランド連合
王国のために
スウェーデンのために

スイスのために

トルコのために

スイスのために

オーストリアのために
フレット・シュヴィント

ベルギーのために
ヴィクトー・ホーヤー

デンマークのために
スペインのために
バーナ公爵 ホセ・ルイス・デ・アラナ・

フランスのために
E・ド・ボーザリエ

ド・ラ・モランディエール
フィンランドのために
ギリシャのために
G・マリダキス

P・ヴァリンダス
Ch・ラギスタス
イタリアのために
日本国のために
ルクセブルグのために
Ch・レオン・ハンメス
ノールウェーのために

官報(号外)

エドヴァイン・アルテン
オランダのために
J・オッフェルハウス
ボルトガルのために

税関における物品の評価に関する条約の改正
の受諾について承認を求めるの件

右
がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年四月十四日
参議院議長 河野 謙三殿

税関における物品の評価に関する条約の改正
の受諾について承認を求めるの件

昭和五十二年四月十四日
内閣総理大臣 福田 駿夫

税関における物品の評価に関する条約の改正
の受諾について承認を求めるの件

税関における物品の評価に関する条約の改正
の受諾について承認を求めるの件

税関における物品の評価に関する条約の改正
の受諾について承認を求めるの件

税
正

税
正

一、委員会の決定の理由

この条約は、職業上がん原性物質及びがん原性因子にさらされことにより生ずる労働者の健康障害を防止し及び管理するために必要な措置について規定したものである。この条約を締結することは、労働者の健康を確保する上で有意義と考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。
がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件

この条約は、職業上がん原性物質及びがん原性因子にさらされことにより生ずる労働者の健康障害を防止し及び管理するために必要な措置について規定したものである。この条約を締結することは、労働者の健康を確保する上で有意義と考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

右
がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件

この条約は、職業上がん原性物質及びがん原性因子にさらされことにより生ずる労働者の健康障害を防止し及び管理するために必要な措置について規定したものである。この条約を締結することは、労働者の健康を確保する上で有意義と考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

右
がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件

この条約は、職業上がん原性物質及びがん原性因子にさらされことにより生ずる労働者の健康障害を防止し及び管理するために必要な措置について規定したものである。この条約を締結することは、労働者の健康を確保する上で有意義と考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

右
がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件

この条約は、職業上がん原性物質及びがん原性因子にさらされことにより生ずる労働者の健康障害を防止し及び管理るために必要な措置について規定したものである。この条約を締結することは、労働者の健康を確保する上で有意義と考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

右
がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件

この条約は、職業上がん原性物質及びがん原性因子にさらされことにより生ずる労働者の健康障害を防止し及び管理するために必要な措置について規定したものである。この条約を締結することは、労働者の健康を確保する上で有意義と考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

右
がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件

この条約は、職業上がん原性物質及びがん原性因子にさらされことにより生ずる労働者の健康障害を防止し及び管理るために必要な措置について規定したものである。この条約を締結することは、労働者の健康を確保する上で有意義と考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

右
がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件

この条約は、職業上がん原性物質及びがん原性因子にさらされことにより生ずる労働者の健康障害を防止し及び管理るために必要な措置について規定したものである。この条約を締結することは、労働者の健康を確保する上で有意義と考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

右
がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジユネーヴに招集されて、一千九百七十四年六月五日にその第五十九回会期として会合し、

一千九百六十年の放射線からの保護に関する条約及び一千九百六十年の放射線からの保護に関する勧告並びに一千九百七一年のベンゼン条約及び一千九百七一年のベンゼン勧告の規定に留意し、

がん原性物質及びがん原性因子から保護に関する国際基準を確立することが望ましいことを考慮し、

他の国際機関、特に、国際労働機関と協力関係にある世界保健機関及び国際がん研究機関の関連のある事業を考慮に入れ、

前記の会期の議事日程の第五議題であるがん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の管理及び防止に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであると決定して、

次の条約(引用に際しては、一千九百七十四年の職業がん条約と称することができる。)を一千九百七十四年六月二十四日に採択する。

第一条

この条約を批准する各加盟国は、職業上さらされることが禁止められ又は許可若しくは管理の対象とされるがん原性物質及びがん原性因子並びにこの条約の他の規定が適用されるがん原性物質及びがん原性因子を定期的に決定する。

2 禁止の適用除外は、満たすべき条件を明記する証明書を個別に発給することによつてのみ認めることができる。

3 1の決定を行うに当たつては、国際労働事務局によつて設定される実施基準又は指針に含まれる最新の情報及び他の権威のある機関の情報を考慮する。

第二条

1 この条約を批准する各加盟国は、労働者が就業中にさらされるがん原性物質及びがん原性因子を非がん原性物質若しくは非がん原性因子又は有害性の一層低い物質若しくは因子で代替させるようあらゆる努力を払うものとし、代替の物質又は因子の選定に当たつては、これらの物質又は因子の発がん性、毒性その他の特性を考慮する。

2 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる労働者の数並びにさらされる期間及び程度は、安全と両立し得る最小限まで減少させるものとする。

第三条

この条約を批准する各加盟国は、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる危険から労働者を保護するためとられるべき措置を定めるものとし、また、適当な記録の制度を確立することを確保する。

第四条

この条約を批准する各加盟国は、がん原性物質又はがん原性因子にさらされた労働者、さらされている労働者又はさらされるおそれのある労働者に対しそのもたらす危険及びとられるべき措置に関する利用可能なすべての情報が提供されるよう措置をとる。

第五条

この条約を批准する各加盟国は、職業性障害との関係においてがん原性物質又はがん原性因子に労働者がさらされた程度を評価し及びその健康状態を監視するために必要な健康診断、生物学的検査その他の検査又は調査を、雇用期間中及び雇用期間の後において、労働者が受けられることを確保するための措置をとる。

第六条

1 この条約を批准する各加盟国は、

(a) 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約の登録を国際連合事務総長に通知する。

(b) 国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第七条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第八条

この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長に登録されたものの拘束する。

第九条

1 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

2 その後は、いづれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1に定める十年の期間が満了した後一年以内にこの条に規定する廃棄の権利行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了することに、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第十四条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廢棄の登録をすべての加盟国に通告する。

第十二条

1 この条約を批准する各加盟国は、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第十三条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力を生ずる条件として、第九条の規定にかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十五条

以上は、国際労働機関の総会が、ジユネーヴで開催されて一千九百七十四年六月二十五日に閉会を宣言されたその第五十九回会期において、正當に採択した条約の真正な本文である。

以上の討論として、我々は、千九百七十四年六月二十六日に署名した。

総会議長

ペドロ・サラ・オロスコ

国際労働事務局長

フランシス・ブランシャール

「寺本広作君登壇、拍手」

○寺本広作君 ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

と無方式主義をとる国との間の橋渡しを行うことを目的として

「議長退席、副議長着席」

一九七一年に作成された現行条約を改正し、翻訳権と複製権に関して、開発途上国のために特別の便宜を圖る措置を講じたものであります。

次に、子に対する扶養義務の準拠法に関する条約は、子に対する扶養義務に関する原則として子の常居所地、すなわち、子が実際に居住している地の法律を適用することとして、国際私法につき各国に共通の規則を定めるものであります。

次に、税関における物品の評価に関する条約の改正は、価額を課税標準として関税を課する場合の価額には運賃及び保険料が含まれるとする、いわゆるCIE評価方式をとっている現行条約を改正し、条約に新規に加入する国に限り、運賃及び保険料を価額から除外しないわゆるFOB評価方式をとることを認めて、未加入国の加入を促進しようとするものであります。

最後に、職業がん条約は、職業上がん原性物質及びがん原性因子にさらされる危険から労働者を保護するために必要な措置について定めたものであります。

昭和五十二年四月十六日 参議院会議録第九号
件外(官) 港法(昭和二十九年七月二十四日に改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求める件外三

あります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

去る十四日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、一九七一年の改正万国著作権条約及び関係諸議定書、子に対する扶養義務の準拠法条約及びび職業がん条約の三件は、いずれも全会一致をもつて、また、物品評価条約の改正は多数をもつて、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これより採決をいたしました。

まず、千九百七十一 年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件、子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件、並びに、がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約

(第百三十九号) の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたしました。

三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(前田佳都男君) 総員起立と認めます。

よって、三件は全会一致をもって承認することに決しました。

○副議長(前田佳都男君) 日程第五 港法の一部を改正する法律案
日程第六 松くい虫防除特別措置法案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長、直治君。

審査報告書
漁港法の一部を改正する法律案
日程第六
松くい虫防除特別措置法案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長、直治君。

漁港法の一部を改正する法律案
漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。
〔第三種漁港〕
第二十条第二項中
「第三種漁港 北海道にあつた他の地域にあつた第三種漁港の外郭施設及び水域施設については百分の六十、特定第三種漁港の外郭施設については百分の七十、その他の第三種漁港にあつては百分の六十、その他の第三種漁港にあつては百分の七十、その他の地域の第三種漁港の外郭施設については百分の六十」を「第三種漁港にあつては百分の七十、その他の第三種漁港にあつては百分の六十、その他の地域の第三種漁港の外郭施設については百分の六十」に改める。

附則
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の第二十条第二項の規定は、國以外の者が施行する漁港修築事業に要する費用に係る國の負担金で昭和五十二年度の予算に係るもの(昭和五十二年度に繰り越された昭和五十一年度の予算に係るものを除く)から適用する。

2 國以外の者が北海道以外の地域の第三種漁港(特定第三種漁港を除く。)について施行する漁港修築事業に要する費用のうち外郭施設又は水域施設の修築に要するものに係る負担金で昭和五十二年度の予算に係るもの(昭和五十二年度以降に繰り越されたものを含む)についての國の負担割合については、なお從前の例による。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、特定第三種漁港以外の第三種漁港の整備を円滑に推進するため、その漁港修築事業に要する費用についての國の負担割合のうち、外郭施設及び水域施設に係るものを、現行の百分の五十から百分の六十に引き上げ、地元負担の軽減を図らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十二年一度一般会計予算に約九億千八百万円が計上されている。

漁港法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十二年三月二十五日

参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 保利 茂

審査報告書
松くい虫防除特別措置法案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年四月七日

農林水産委員長 橋 直治
参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 保利 茂
参議院議長 河野 謙三殿

(実施計画)

要領書

二、委員会の決定の理由

本法案は、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に異常な被害が発生している状況にかんがみ、森林資源として重要な松林を保護するため、昭和五十二年度以降の五箇年間において異常被害が終息することとなるよう松くい虫の防除に関する基本方針及び実施計画を定め、防除上特に重要な松林については、農林大臣又は都道府県事が、直接航空機による薬剤防除を緊急かつ計画的に行うことができることとする等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、松くい虫防除のため、松くい虫防除経費として、本法施行のため、松くい虫防除経費として、昭和五十二年度一般会計予算に、約三十五億二千七百万円が計上されている。

附帯決議
記
政府は、森林の公益的及び経済的機能の重要性がますます増大することに対処して、林業の安定的な発展と林業従事者の養成・確保を図りつつ森林の健全培養に努めるとともに、本法の施行に当たつては、松くい虫の被害を早急に終息させよう左記事項の実施に努めその運用に万全を期すべきである。

一、特別防除の実施に当たつては、中央及び地方の関係行政機関と連携を密にし、利害関係者等への周知徹底を図り、関係地域住民の理解と協力を得るようその実施体制を十分整備すること。

また、関係地域住民の意向を反映させるため中央及び都道府県森林審議会の構成に検討を加

ること。
二、特別防除用の薬剤を安全かつ適正に使用するため具体的な運用基準を設定してその励行を図り、関係地域住民の生活環境と動植物、水質、土壤等の自然環境の保護及び農業、漁業等に対する被害の未然防止に細心の配慮を加えるとともに、防除従事者の健康管理に遺憾なきを期すること。

三、薬剤散布の広域化に対処して、関係住民の生活環境及び地域の自然環境に及ぼす影響に関する経時的な調査を十分実施するとともに、特別防除の実施により被害を生じた場合は直ちにこれを中止し、原因の究明に努めること。

また、発生した被害に對しては、できるだけ円滑適切に国家賠償法に基づく損害賠償を行うこと。
四、国土の保全を期するため、特別防除に併せて伐倒防除等を徹底的に推進するとともに、被害跡地について緊急かつ計画的に造林するよう強力な指導助成措置を講ずること。

五、松枯れの総合的な原因の究明、松の抵抗性品種の育成、天敵の利用、その他松くい虫の一層有効適切な駆除予防方法の開発の早期実現を図ること。

六、松くい虫の激甚な被害を今後五年間で終息させること。

第七条 この法律において「松くい虫」とは、松の枯死の原因となる線虫類(以下「線虫類」という。)を運ぶ松くい虫をいう。

第八条 この法律において「特別防除」とは、松くい虫の駆除等を徹底的に推進するとともに、被害跡地について緊急かつ計画的に造林するよう強力な指導助成措置を講ずること。

第九条 この法律において「特別防除の総合的な実施」と必要な予算の確保を図るとともに、林業従事者を養成・確保し、航空機その他の資器材を適切に調達する等効果的な防除の実施を期すること。

第十条 右決議する。

附帯決議
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

十一、松くい虫防除特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年四月十六日 参議院会議録第九号

漁港法の一部を改正する法律案外一件 社債発行限度暫定措置法案外一件

二七二

公益的機能が高い松林で政令で定めるもの
面積がその面積の過半を占める松林群

二 特別防除を緊急に行わないときは、松く
い虫が運ぶ線虫類により松林に発生している
被害が著しく拡大することとなると認められ
る松林群(前号に掲げる松林群を除く。)

三 都道府県知事は、前項の規定により特別防除
を行おうとするときは、その二十日前までに、
農林省令で定めるところにより、特別防除を行
う区域及び期間を公表しなければならない。た
だし、特別防除を特に緊急に行う必要があると
きは、この限りでない。

四 前項の区域内において松林を所有する者は、
同項の規定による公表があつた日から二週間に以
内に、理由を記載した書面をもつて都道府県知
事に不服を申し出ることができる。

五 都道府県知事は、前項の規定による不服の申
出を受けたときは、当該申出をした者に対し、
あらかじめ期日及び場所を通知して、公開によ
る聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を
提示し、意見述べる機会を与えた後、当該申
出に対する決定をしなければならない。

第六条 農林大臣は、前条第一項各号に掲げる松

林群(政令で定める面積以上の面積を有するも
のに限る。)につき、都道府県知事の中出があつ
た場合において、早期に、かつ、徹底的に、松
くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止するた
め特に必要があると認めるときは、その必要的
な限度において、森林病害虫等防除法第三条第一
項第四号に掲げる命令に代えて、特別防除を行
うことができる。

七 前項の場合は、前条第二項から第四項まで
の規定を準用する。
(受忍義務)

第七条 第五条第一項又は前条第一項の規定によ
る特別防除が行われる区域内において松林を所
有し、又は管理する者は、当該特別防除の実施
行為を拒んではならない。

(薬剤の安全かつ適正な使用等)

第八条 松林群において特別防除を行う者は、薬
剤の安全かつ適正な使用を確保するとともに、
農業・漁業その他の事業に被害を及ぼさないよ
うに必要な措置を講ずるものとする。

(実施計画と薬剤による防除の命令との関係)

第九条 農林大臣又は都道府県知事は、松くい虫
の防除に係る森林病害虫等防除法第三条第一項
第四号に掲げる命令又は同法第五条第一項の規
定による命令をするに当たっては、実施計画が
達成されることとなるようしなければならな
い。

(国有林)

第十条 国有林(森林法第二条第三項に規定する
国有林をいう。)である松林を所管する国の機関
は、基本方針に即して、当該松林について計画
的に松くい虫の防除を行うものとする。

(国有林)

第十一条 国は、都道府県に対し、政令で定める
ところにより、第五条第一項の規定により都道
府県知事が行う特別防除に要する費用の一部を
補助する。

(適用規定)

第十二条 森林病害虫等防除法第四条の二の規定
は第五条第一項又は第六条第一項の規定による
特別防除について、同法第十条の規定は第五条
第一項の規定による特別防除について、それぞ
れ準用する。この場合において、同法第四条の
二中「農林大臣は、第三条第一項又は前条第一
項の規定により森林病害虫等の駆除又はそのま
ん延の防止のため必要な措置を行なう場合」と
あるのは「農林大臣又は都道府県知事は、松く
い虫防除特別措置法第六条第一項又は第五条第
一項の規定により特別防除を行なう場合」と、同
法第十条中「第五条第一項若しくは同条第二項
において準用する第四条第一項の規定により都
道府県知事が行なう森林病害虫等の駆除若しく
し、松枯れの原因、薬剤の空中散布が生活環境と

条第二項の規定により森林害虫防除員の行なう
処分」とあるのは「松くい虫防除特別措置法第五
条第一項の規定により都道府県知事が行なう特別
防除」と、「森林、樹木、指定種苗又は伐採木
等」とあるのは「松林」と読み替えるものとす
る。

(森林害虫防除員の事務の特例)

第十三条 森林害虫防除員は、森林病害虫等防除
法第十一条に規定する事務のか、第五条第一
項の規定による特別防除に関する事務に従事す
るものとする。

(附 则)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和五十七年三月三十一日限
り、その効力を失う。

○橘直治君

御報告いたします。

○橋直治君

御報告いたします。

自然環境及び農漁業等に及ぼす影響と対策、地域
住民の意向の尊重、五年間で終息型にする方針の
是非等について質疑が行われました。

質疑を終局しましたところ、柏谷委員から、日
本社会党、公明党、日本共产党及び第二院クラブ
共同の修正案が提案され、別に討論もなく、採決
の結果、柏谷委員提出の修正案は賛成少数をもつ
て否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり
可決すべきものと決定いたしました。

また、本案に対し全会一致をもつて六項目の附
帯決議を行いました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これより採決をいたし
ます。

○副議長(前田佳都男君) まず、漁港法の一部を改
正する法律案の採決をいたしました。

○副議長(前田佳都男君) 本案に賛成の諸君の起立を求
めます。

○副議長(前田佳都男君) 「賛成者起立」

○副議長(前田佳都男君) 次に、松くい虫防除特
別措置法案の採決をいたしました。

○副議長(前田佳都男君) 本案に賛成の諸君の起立を求
めます。

○副議長(前田佳都男君) 「賛成者起立」

○副議長(前田佳都男君) 過半数と認めます。

○副議長(前田佳都男君) よって、本案は可決されました。

以上二案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長田

代富士男君。

審査報告書

社債発行限度暫定措置法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

昭和五十二年四月十二日

參議院議長 河野 謙三殿
法務委員長 田代富士男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済状況にかんがみ、株式会社の長期安定資金の調達を容易にする必要があるため、担保付社債、転換社債及び外国で募集する社債に限り、当分の間、商法で定める制限を超えて募集できるものとするが、社債の総額は商法の定める限度の二倍を超えることができないものとするとともに、これに対応する社債権者の保護の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

右

國会に提出する。

昭和五十二年三月四日

内閣総理大臣 福田 起夫

社債発行限度暫定措置法案

（社債発行限度）

社債は、担保付社債、転換社債及び外国

において募集する社債に限り、当分の間、商法

（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条の規定による制限を超えて募集することができ

る。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の二倍を超えて

は、昭和五十二年四月一日から適用する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、警察官の職務に協力援助した者について、傷病給付が設けられることにかんがみ、証人等の被害についての給付制度に傷病給付を創設すること等により、被害者に対する給付の充実を図らうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるが、施行期日について所

第三条 この法律の規定は、他の法律の規定により商法第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる会社が募集する

（罰則）
社債については、適用しない。

第四条 会社が第一項ただし書の規定に違反して社債を募集したときは、商法第四百九十八条第一項に掲げる者は、三十万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて別紙の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年三月四日
内閣総理大臣 福田 起夫

社債発行限度暫定措置法案

（附則）

附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、改正後の証

人等の被害についての給付に関する法律の規定による制限を超えて募集することができ

る。この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則

「田代富士男君登壇、拍手」

○田代富士男君　ただいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、社債発行限度暫定措置法案は、最近の経済状況にかんがみ、株式会社の長期安定資金の調達を容易にする必要があるため、担保付社債、転換社債及び外国で募集する社債に限り、当分の間、商法で定める制限を超えて募集できるものとするものとし

た。本法律案は、警察官の職務に協力援助した者について、傷病給付が設けられることにかんがみ、証人等の被害についての給付制度に傷病給付を創設すること等により、被害者に対する給付の充実を図らうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められますが、施行期日について所

の修正を行つた。

一、費用
本法施行のため特に費用を要しない。

一部を改正する法律案

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年三月二十五日
参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 保利 茂

参議院議長 河野 謙三殿

（附則）

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて別紙の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年三月四日
内閣総理大臣 福田 起夫

社債発行限度暫定措置法案

（附則）

附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、改正後の証

人等の被害についての給付に関する法律の規定による制限を超えて募集することができ

次に、証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案は、今国会に提出されました警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律案において傷病給付が新設されることになつてゐること等にかんがみ、証人等の被害についての給付制度においても、被害者に対する給付の充実を図るために、給付の種類として新たに傷病給付を設けるとともに、打切給付を廃止しようとするものであります。

委員会においては、証人の安全確保のための方策、物的、精神的損害に対する給付の必要等、給付内容の充実、支給手続の整備などについて質疑がなされました。詳細は会議録により御承知願います。

かくて、本案に対する質疑を終了し、平井委員より、本法の施行期日が昭和五十二年四月一日とあるのを、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用するよう改める旨の修正案が提出され、修正理由説明の後、原案及び修正案について討論に入りましたところ、別に发言もなく、直ちに修正案並びに修正部分を除く原案についてそれぞれ採決を行い、いずれも全会一致をもって可決され、よって、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これより採決をいたします。社債発行限度暫定措置法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(前田佳都男君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○副議長(前田佳都男君) 日程第九 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律案 内閣提出、衆議院送付を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長上林繁次郎君。

林繁次郎君、審査報告書

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律案 内閣提出、衆議院送付を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長上林繁次郎君。

昭和五十二年四月十一日

参議院議長 河野 謙三殿
運輸委員長 上林繁次郎

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

○副議長(前田佳都男君) 一号中「当つた」を「當たつた」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「なおつた」を「治つた」に改め、同号を同項第三号として同項第一号の次に次の一号を加える。
二 傷病給付(協力援助者を負傷し又は疾病にかかり治つてない場合において存する廃疾に対する給付)
この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

○副議長(前田佳都男君) この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

○副議長(前田佳都男君) 上林繁次郎君登壇、(拍手)
上林繁次郎君、ただいま議題となりました海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本法律案の内容は、国家公務員について傷病補償金制度が設けられることにかんがみ、海上保安官に協力援助した者等に対する災害給付におきましても、新たに傷病給付制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、海難の発生状況、本法の適用状況、領海拡大等に対応した海上保安体制、海上交通の安全確保等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わりましたところ、岡本委員より、本法律案の施行期日を公布の日とし、改正後の規定が本年四月一日にさかのぼって適用する旨の修正

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律案

案が提出されました。
別に討論もなく、修正案及び修正部分を除く原案を順次採決いたしました結果、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でござります。本法律案は全会一致をもって修正議決することと賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(前田佳都男君) 「賛成者起立」

○副議長(前田佳都男君) 総員起立と認めます。
よって、本案は全会一致をもって、委員長報告のとおり修正議決されました。

○副議長(前田佳都男君) 日程第一〇 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

日程第一一 落成地城における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第一二 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

正する法律案

日程第一三 輸出保険法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長加藤武徳君。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

本法施行のため、別に費用を要しない。

○副議長(前田佳都男君) 総員起立と認めます。
よって、本案は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決されました。

商工委員長 加藤 武徳
参議院議長 河野 謙三殿
要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石炭対策の一層の推進を図るため、石炭鉱業合理化基本計画の目標年次を昭和五十六年度に変更し、石炭鉱業合理化事業団の業務に石炭鉱山の灾害復旧工事に必要な資金の貸付け、海外炭探鉱資金の貸付け、電力用炭の購入及び販売等の業務を追加し、併せて廃止事業者が放棄した鉱区等の活用の要件を緩和する等の措置を講ずるとともに、石炭鉱業経理規制臨時措置法及び石油対策特別会計法の廃止するものとされる期限を昭和五十七年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に伴う経費として、昭和五十二年度石炭及び石油対策特別会計予算において、石炭鉱業合理化事業団出資金八十八億一千八百四十万円、石炭鉱業安定補給交付金九十一億一千四百四十五万円、石炭鉱業合理化事業団補給金十四億三百四十八万六千円、その他合計二百八十四億九千三十三万七千円が計上されている。

附帯決議

政府は、エネルギーをめぐる国際情勢の変化に伴い、国内の石炭資源の積極的な活用を図る等、石炭政策を一層推進するとともに、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。
 一、一千万トン以上の生産体制を確立するため、新規炭鉱の開発を積極的に推進するとともに、現存炭鉱の生産の安定を図ること。
 二、炭鉱の深部開発等に伴う重大災害を防止し、保安の確保を図るため、保安技術開発のための

専門的機械を含め、保安技術研究の充実強化につき引き続き検討すること。

三、石炭需要の開拓の鍵をなする石炭のガス化。

液化等利用技術の開発に積極的に取り組むこと。

右決議する。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
 昭和五十二年四月七日

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 保利 茂

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

(**石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正**)
第一条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

「昭和五十二年二月二十二日法律第二十一条第一項第一号中「前項第十四号」を「前項第十九号」と改める。」

第二十一条第一項第十号中「第十号」の下に「から第十号の三まで」を加え、「同項第十三号中「鉱区の調整」を「鉱床の一体的な開発」に改め、同号を同項第十六号とし、同項に次の一号を加える。

第三十一条第一項第一号中「昭和五十一年度」を「昭和五十六年度」に改める。

第七条第一項第一号中「を行い、併せて電力用炭の購入及び販売に関する業務」を加える。

第九条の二第三項中「保証基金」の下に「のいづれか」を加え、「その金額」を「それぞれその金額」に改める。

第十四条第一項第六人を「七人」に改める。

第十一条第一項第一号の二に次の二号を加える。

「昭和五十六年度」に改める。

第十一条第一項第一号中「業務」の下に「を行い、併せて電力用炭の購入及び販売に関する業務」を加える。

第十二条第一項第一号中「前項第十一号」を「昭和五十六年四月十六日 参議院会議録第九号

四号を第十九号とし、第十三号を第十八号とし、第十二号の次に次の五号を加える。

十三 石炭鉱山における灾害の復旧工事に必要な資金の貸付け

十四 海外における石炭の探鉱に必要な資金の貸付け

十五 海外炭開発調査補助金の交付

十六 鉱床の一括的な開発のため必要な場合における探鉱権の取得及び処分

十七 電力用炭の購入及び販売

第二十五条第二項中「前項第十四号」を「前項第十九号」に改める。

第二十六条第二項第十号中「第十号」の下に「から第十号の三まで」を加え、「同項第十三号中「鉱区の調整」を「鉱床の一括的な開発」に改め、同号を同項第十六号とし、同項に次の一号を加える。

第二十七条第一項第一号中「前項第十四号」を「昭和五十六年四月十六日 参議院会議録第九号

四号を第十九号とし、第十三号を第十八号とし、第十二号の次に次の五号を加える。

二十九条の二 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越しした損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

二十九条の三 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

三十一条 前条第一項第十三号に規定する資金の貸付け及び償還の方法

三十二条 前条第一項第十四号に規定する資金の貸付け及び償還の方法

三十三条 前条第一項第十三号に規定する資金の貸付け及び償還の方法

三十四条 前条第一項第十四号に規定する資金の貸付け及び償還の方法

三十五条 第二十五条第一項第十号の二に規定する債務の保証は、採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものが銀行から石炭鉱山における灾害であつてその復旧に著しく多額の資金を要するもの(通商産業省令で定める基準に該当するものに限る。以下「特定災害債権」という。)に係る復旧工事(坑道の修復工事その他の通商産業省令で定める工事に限る。)に必要な資金の貸付けを受けることにより当該銀行に対して負担する債務(元本に限る。)について、事業団が当該銀行と保証契約を締結することにより行うものとする。

三十六条の二 第二十五条第一項中「業務」の下に「並びに交付の時期及び方法」を加え、「同項第十号の三に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に加え、「同項第十号の三に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る保証基金並びに同項第十号の三に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する保証基金」を加え、「当該基金を「それぞれの基金」に改める。」

三十七条第一項中「債務」の下に「及び同項第三項の債務の保証は、通商産業大臣が石炭

第十号の三に規定する債務」を加え、「並びに同項第十一号に規定する資金及び同項第十一号に規定する資金の貸付け計画」を「同項第十一号に規定する資金、同項第十一号の二に規定する資金及び海外炭探鉱資金の貸付け計画並びに海外炭開発調査補助金の交付計画」に改める。

三十九条の二 事業団の次に次の二条を加える。
 第二十九条の三 利益及び損失の処理

四十一号を第十九号とし、第十三号を第十八号とし、第十二号の次に次の五号を加える。

四十二号を第二十九条の二に加える。

四十三号を第二十九条の三に加える。

四十四号を第三十条の二に加える。

四十五号を第三十条の三に加える。

四十六号を第三十条の四に加える。

四十七号を第三十条の五に加える。

四十八号を第三十条の六に加える。

四十九号を第三十条の七に加える。

五十号を第三十条の八に加える。

五十一号を第三十条の九に加える。

五十二号を第三十条の十に加える。

五十三号を第三十条の十一に加える。

五十四号を第三十条の十二に加える。

五十五号を第三十条の十三に加える。

五十六号を第三十条の十四に加える。

五十七号を第三十条の十五に加える。

五十八号を第三十条の十六に加える。

五十九号を第三十条の十七に加える。

六十号を第三十条の十八に加える。

六十一号を第三十条の十九に加える。

六十二号を第三十条の二十に加える。

六十三号を第三十条の二十一に加える。

六十四号を第三十条の二十二に加える。

六十五号を第三十条の二十三に加える。

六十六号を第三十条の二十四に加える。

六十七号を第三十条の二十五に加える。

六十八号を第三十条の二十六に加える。

六十九号を第三十条の二十七に加える。

七十号を第三十条の二十八に加える。

七十一号を第三十条の二十九に加える。

七十二号を第三十条の三十に加える。

七十三号を第三十条の三十一に加える。

七十四号を第三十条の三十二に加える。

七十五号を第三十条の三十三に加える。

七十六号を第三十条の三十四に加える。

七十七号を第三十条の三十五に加える。

七十八号を第三十条の三十六に加える。

七十九号を第三十条の三十七に加える。

八十号を第三十条の三十八に加える。

八十一号を第三十条の三十九に加える。

八十二号を第三十条の四十に加える。

八十三号を第三十条の三十一に加える。

八十四号を第三十条の三十二に加える。

八十五号を第三十条の三十三に加える。

八十六号を第三十条の三十四に加える。

八十七号を第三十条の三十五に加える。

八十八号を第三十条の三十六に加える。

八十九号を第三十条の三十七に加える。

九十号を第三十条の三十八に加える。

九十一号を第三十条の三十九に加える。

九十二号を第三十条の四十に加える。

九十三号を第三十条の三十一に加える。

九十四号を第三十条の三十二に加える。

昭和五十二年四月十六日 参議院会議録第九号

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案外三件

二七六

鉱業審議会の意見を聽いて、当該石炭鉱山に係る石炭の鉱量、品位その他の自然条件及び復旧が完了した後における生産条件からみてその復旧が石炭鉱業の合理化の円滑な実施を図るため必要と認めた場合に限り、行うものとする。

4 第二十五条第一項第十号の三に規定する債務の保証は、海外における石炭資源の開発又はこれに必要な資金の供給を行う探査権者

(探査権者と共同して又は探査権者から出資を受けて、海外における石炭資源の開発又はこれに必要な資金の供給を行いう者を含む。)で

あつて通商産業省令で定める基準に該当するものが銀行から当該開発又は当該資金の供給を行うために必要な資金であつて通商産業省令で定めるものの貸付けを受けることにより当該銀行に対して負担する債務(元本に限る。)について、その開発が石炭鉱業の合理化のため適切であると認められる場合に限り、事業団が当該銀行と保証契約を締結することにより行うものとする。

第三十六条の十四中「前条」を「前条第一項、

第二項又は第四項」に改め、「債務の」の下に「それぞれの」を加え、「こえない」を「超えない」に改める。

第三十六条の十五第一項中「第三十六条の十一」を「第三十六条の十三第一項、第二項又は第四項」に改め、「債務の」の下に「それぞれの」を加え、「こえない」を「超えない」に改める。

第三十六条の十六第一項、第三十六条の十七、第三十六条の十八及び第三十六条の十九第一項中「第三十六条の十三」を「第三十六条の十一」を「第三十六条の二十一第一項、第二項又は第四項」に改める。

第三十六条の二十中「第三十六条の十三」を「第三十六条の十三第一項、第二項若しくは第

四項」に改める。

第三十六条の二十一第一項中「第三十六条の十三第一号又は第二号」を「第三十六条の十三第一号」に、「行なう」を「行なう」に改める。

第三十六条の二十二第一項中「第三十六条の十三第一号又は第二号」に、「行なう」を「行

う」に改める。

第三十六条の二十二第一項中「第三十六条の十三第一号」を「第三十六条の十三第一号」に改める。

第三十六条の二十二第一項中「第三十六条の十三第一号」を「第三十六条の二十二第一項、第三十六条の十三第三項」に規定する基準に該当する場合に限り、行うものとする。

に対し、特定災害に係る復旧工事(坑道の修復工事その他の通商産業省令で定める工事)にかかる費用が完了した後において行うものとする。

2 第三十六条の十三第三項の規定は、前項に規定する資金の貸付けについて準用する。

3 第一項に規定する資金の貸付けに係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、八年(据置期間を含む。)を超えない範囲内において政令で定める期間とする。

4 第三十六条の六及び第三十六条の八から第三十六条の十一までの規定は、第一項に規定する資金の貸付けを受けた者について準用する。

第五章中第六十八条を第六十七条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

(電力用炭の販売価格等の特例)

第六十七条の三 通商産業大臣は、毎年、電気事業者であつて政令で定めるもの(以下「電気事業者」という。)が発電の用に供する石炭(以下「電力用炭」という。)の品位に応じ、基準炭価に準拠して、事業団の電力用炭の購入価格及び販売価格を定めなければならない。

第六十七条の四 通商産業大臣は、前項の購入価格及び販売価格を定めるに当つては、事業団のその年に於ける電力用炭の予定購入額及び第二十五条第一項第十七号に掲げる業務の遂行に必要な費用の予定額の合計額が事業団のその年に於ける電力用炭の予定販売額を超えないよう配慮しなければならない。

第六十七条の四 事業団は、鉱業権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者から、当該鉱業権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者が電力用炭を出荷すべき電気事業者の氏名又は名称及び当該電力用炭の数量、銘柄その他の通商産業省令で定める取引条件(価格を除く。)を定めた電力用炭を出荷すべき鉱業権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者の氏名又は名称及び当該電力用炭の数量、銘柄その他の通商産業省令で定める取引条件(価格を除く。)を定めた電力用炭の購入の中込みを受けた場合において

四項」に改める。

第三十六条の二十一第一項中「第三十六条の十三第一号又は第二号」を「第三十六条の十三第一号」に改める。

第三十六条の二十二第一項中「第三十六条の十三第一号」に、「行なう」を「行なう」に改める。

第三十六条の二十二第一項中「第三十六条の十三第一号」を「第三十六条の二十二第一項、第三十六条の十三第三項」に規定する基準に該当するもの

(災害復旧資金の貸付け)

第三十六条の二十四 第二十五条第一項第十三号に規定する資金の貸付けは、探査権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するもの

て、販売の中込みの内容と購入の中込みの内容とが合致するときは、当該電力用炭について、当該申込みの内容に従い、前条第一項の購入価格により当該鉱業権者若しくは粗鉱権者又は石炭の販売業者と購入の契約をし、同項の販売価格により当該電気事業者と販売の契約をしなければならない。ただし、災害その他通商産業省令で定める事由により購入又は販売の契約をすることが第二十五条第一項第十七号に掲げる業務の遂行に支障を及ぼすと認められる場合において、通商産業大臣が承認したときは、この限りでない。

第六十八条 鉱業権者若しくは粗鉱権者又は石炭の販売業者は、電気事業者と電力用炭の販売の契約をしてはならない。

2 電気事業者は、鉱業権者若しくは粗鉱権者又は石炭の販売業者と電力用炭の購入の契約をしてはならない。

3 前二項の規定は、災害その他の事由により事業団が第二十五条第一項第十七号に掲げる業務を行うことができない場合その他通商産業省令で定める場合には、適用しない。

第八十五条の二 第六十八条第一項又は第二項の規定に違反して、電力用炭の販売又は購入の契約をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第八十八条中「第八十六条又は前条」を「又是前三条」に改める。

附則第二条の二削り、附則第一条の三を附則第二条の二とする。

(石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正)

第八条 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

て、販売の中込みの内容と購入の中込みの内

(石炭及び石油対策特別会計法の一部改正)

第三条 石炭及び石油対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定中石炭鉱業合理化臨時措置法附則第二条の二を削り附則第二

条の三を附則第二条の二とする改正規定並びに第二条、第三条及び次条の規定は、公布の日から施行する。

(電力用炭販売株式会社の解散等)

第一条 電力用炭販売株式会社法(昭和三十八年法律第百四十四号)により設立された電力用炭販売株式会社(以下「会社」という。)は、この法律の公布の日から起算して一月以内に商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十三条に規定する株主総会の決議を得て、石炭鉱業合理化事業団(以下「事業団」という。)に対しても出資された額は、その承継に際し政府の一般会計から事業団に對して出資されたものとする。この場合において、事業団は、その額により資本金を増加するものとする。

第二条 第八項の規定により会社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。事業団は、第八項の規定により会社から権利及び義務を承継したときは、石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項の規定にかかるわらず、その承継した権利及び義務の処理に関する業務を行うことができる。

(電力用炭販売株式会社法の廃止)

第三条 電力用炭販売株式会社法は、廃止する。

2 前項の規定の施行前にした廃止前の電力用炭販売株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(経過措置)

4 第一項に規定する決議があつた場合において、前項の認可があつたときは、政府以外の株主の所有する株式は、その認可のあつた時に会社が買取消却したものとみなす。

5 前項の場合における株式の買取価格は、会社の純資産の額をその発行済株式の総数で除して得た額とする。

6 前項の会社の純資産の額は、臨時に通商産業

省に置く評価審査会が決定する。

(法人税法の一部改正)

第五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中石炭鉱業合理化事業団の項の次に次のように加える。

石炭鉱業合理化事業団
和三十年法律第二百五十六号)

別表第二第一号の表中石炭鉱業合理化事業団の項を削る。

2 前項の規定による改正後の法人税法第四条第三項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業団の事業年度の所得に対する法人税について適用し、施行日前に終了した事業団の事業年度の所得に対する法人税については、なお從前の例による。

3 施行日の属する事業団の事業年度に関する前項の規定の適用については、法人税法第十三条第一項の規定にかかるわらず、その事業年度の開始の日から施行日の前日までの期間及び施行日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ同一の事業年度とみなす。

(地方税法の一一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「石炭鉱業合理化事業団」の下に「石炭鉱業合理化事業団」を加える。

2 前項の規定による改正後の地方税法第七十二条の四第一項第二号の規定は、施行日以後に終了する事業団の事業年度分の事業税について適用し、施行日前に終了した事業団の事業年度分の事業税については、なお從前の例による。

3 施行日の属する事業団の事業年度に関する前項の規定の適用については、地方税法第七十二

条第一項第七号中「石炭鉱業合理化事業団」を削る。

2 前項の規定による改正後の地方税法第七十二条の四第一項第二号の規定は、施行日以後に終了する事業団の事業年度分の事業税について適用し、施行日前に終了した事業団の事業年度分の事業税については、なお從前の例による。

3 施行日の属する事業団の事業年度に関する前項の規定の適用については、地方税法第七十二

条第一項第七号中「石炭鉱業合理化事業団」を削る。

る保証であつて、保証金額その他の政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

一 輸出契約又は技術提供契約に関する入札（以下「入札」という。）の条件に含まれる保証条項に従い入札に基づく債務について当該入札の相手方に對してする保証（違約金その他のこれに類する金額を支払い、又はその支払に代えて主たる債務の全部若しくは一部を主たる債務者に代わつて履行し、若しくは第三者に履行させる旨の保証をいう。次号において同じ。）

二 輸出契約又は技術提供契約に含まれる保証条項に従いこれらに契約に基づく債務について当該契約の相手方に對してする保証

三 前二号に掲げる保証（前二号に掲げる保証に係る保証であつて、この号に該当するものを含む。）をした者（以下「保証人」という。）がその保証の条件に従い保証債務を履行した場合における主たる債務者の当該保証人に對する賠償債務について当該保証人に對してする金錢の支払の保証

第一条の三中「輸出金融保険」の下に「輸出保証」を加える。

第一条の七第四号の次に次の二号を加える。

四の二 一會計年度内に引き受ける輸出保証保険の保険金額の総額

第四章の二中第十条の四を第十条の九とし、第十条の三を第十条の八とし、第十条の二を第十条の七とし、同章を第四章の三とし、第四章の次に第一章を加える。

第四章の二 輸出保証保険

（保険契約）

第十条の二 政府は、輸出保証保険を引き受けることができる。

2 輸出保証保険は、外國為替公認銀行その他の政令で定める者（以下「外國為替公認銀行等」という。が、入札をする者、輸出者又は技術提供者（以下「入札者等」という。）の委託に基づき政令

で定める貨物の輸出又は外國における技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供であつて政令で定めるものに關してこれらの者のためにした輸出保証について、次の各号の一に該当する場合において、保証契約の締結後に当該輸出保証の相手方から保証債務の履行の請求を受け、保証の条件に従いこれを履行したことにより受けた損失をてん補する輸出保険とする。

一 主たる債務者たる人札等が入札又は輸出契約若しくは技術提供契約に基づく債務であつて第一条の二第九項第一号又は第二号に掲げる保証の対象とされるもの（以下「保証対象債務」という。）をその本旨に従つて履行したとき。

二 主たる債務者たる入札者等が保証対象債務をその本旨に従つて履行せず、又は履行することができなかつた場合において、それが第三条各号に掲げる事由その他の当該入札者等の責めに帰することができない事由のうち、当該入札者等が債務不履行の責任を負わないものとして当事者が定めたものによるものであるとき。

（保険額）

第十条の三 輸出保証保険においては、輸出保証の保証金額を保険額とする。

2 輸出保証保険の保証金額が保険額に百分の九十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その超える部分については、保証契約は、無効とする。

第十条の六 保証金の支払を受けた外國為替公認銀行等は、その支払の請求をした後前条第一項に規定する権利を行使して回収した金額から輸出保証の保証の条件に従い保証債務を履行した日以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第十条の四に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

第十四条の二 第二項第二号中「第一条の二第十一項第五号」を「第一項第五号」に改め、同項第五号中「第一条の二第十一項第五号」を「第一条の二第十一項第五号」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

（保険金）

第十条の四 輸出保証保険において政府がてん補すべき額は、保険額のうちも第十条の二第二項各号の一に該当する場合において外國為替公認銀行等が輸出保証の相手方から請求を受けて保証の条件に従い支払った金額（当該輸出保証があるべき額は、保険額のうちも第十条の二第二項各号の一に該当する場合において外國為替公認

主たる債務者に代わつて履行し、又は第三者に履行させたときは、そのために要した費用の額と違約金その他これに類する金額とのいずれか少ない金額）から輸出保証の相手方から回収した金額を控除した残額に、保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額とする。

（権利の行使）

第十条の五 保証金の支払を受けた外國為替公認銀行等は、輸出保証の保証債務の履行により取扱いされた財産上の権利であつて、輸出保証の相手方に対するもの行使に努めなければならぬ。

2 加藤武徳君登壇、拍手

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超過する場合において、違約金その他これに類する金額の支払に代えて主たる債務の全部又は一部を

○加藤武徳君　ただいま議題となりました四法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案は、石炭対策の一層の推進をため、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を昭和五十六年度に変更し、石炭鉱業合理化事業団の業務を拡充し、あわせて、廃止事業者が放棄した鉱区等の活用の要件を緩和する等の措置を講ずるとともに、石炭鉱業経理規制臨時措置法及び石炭及石油対策特別会計法が廃止するものとされる期限を昭和五十七年三月三十日まで五年間延長しようとするものであります。

次に、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案は、産炭地域における中小企業者の現状から見て、助成措置を引き続き実施する必要があるため、現行法が廃止するものとされる期限を五年間延長しようとするものであります。

また、炭鉱離職者の発生が予想されることから、炭鉱離職者に對して再就職に関する援助その他の措置を引き続き実施するため、現行法が廃止するものとされる期限を五年間延長しようとするものであります。

以上の石炭関係三法案は、資源エネルギー対策小委員会において審議をいたし、石炭政策の見直し、新規炭鉱の開発、石炭のガス化・液化技術の開発、海外炭の開発輸入、炭鉱離職者の援助措

置、保安体制の確保等、各般にわたって質疑が行
われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

委員会におきましては、竹田現照小委員長か
ら、小委員会における審査経過の報告を受け、討
論に入りましたが、別に発言もなく、採決の結
果、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正す
る法律案は多数をもって、また、産炭地域におけ
る中小企業者についての中小企業信用保険に関する
特別措置等に関する法律の一部を改正する法律
案及び炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律
案の二法案は全会一致をもって、それぞれ原案
どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改
正する法律案に対しまして、竹田現照理事から、
自由民主党、日本社会党、公明党、日本共产党及
び民社党の五党共同提案により、二千万トン以上
の生産体制の確立のための新規炭鉱の積極的開
発、保安技術研究の充実強化及び石炭のガス化・液
化等利用技術の積極的開発を内容とする附帯決議
案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議
とすることに決定いたしました。

次に、輸出保証法の一部を改正する法律案は、
輸出保証の円滑化を図るため、輸出保証に伴う危
険を担保する輸出保証保険制度を新設しようとする
ものであります。

委員会におきましては、わが国経済協力の現
況、プラント輸出の実態と景気浮揚効果、輸出保
証の役割等について熱心に質疑が行われました
が、その詳細は会議録に譲りたいと思います。
質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律
案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決
定いたしました。

官報 (外) 号

なお、竹田現照理事から、自由民主党、日本社
会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、
輸出保証保険制度の中小企業者への利用確保等を
内容とする附帯決議案が提出され、多数をもつて
本委員会の決議とすることに決定いたしました。
以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これより採決をいたし
ます。

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正
する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(前田佳都男君) 過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

○副議長(前田佳都男君) 次に、産炭地域におけ
る中小企業者についての中小企業信用保険に関する
特別措置等に関する法律の一部を改正する法律
案、及び、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正す
る法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(前田佳都男君) 次に、産炭地域におけ
る中小企業者についての中小企業信用保険に関する
特別措置等に関する法律の一部を改正する法律
案、及び、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正す
る法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(前田佳都男君) 次に、輸出保証法の一
部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(前田佳都男君) 過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

○副議長(前田佳都男君) 次に、貴金属特別会計法を
廃止する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年三月三十日

参議院議長 河野謙三殿

貴金属特別会計法を廃止する法律案

貴金属特別会計法を廃止する法律案

貴金属特別会計法を廃止する法律案

貴金属特別会計法を廃止する法律案

貴金属特別会計法を廃止する法律案

貴金属特別会計法を廃止する法律案

審査報告書

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する
法律の一部を改正する法律案

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長安

審査報告書

貴金属特別会計法を廃止する法律案

ら起算して六月を超えない範囲内において政令
で定める日から施行する。

(貴金属特別会計に属する金地金の売払い)
政府は、貴金属特別会計法の廃止の日の前日
までの間ににおいて、貴金属特別会計に属する金
地金のうち大蔵大臣の指定するものを、政令で
定めるところにより算出した価格で日本銀行に
売り払うことができる。

昭和五十二年四月十四日

参議院議長 河野謙三殿

大蔵委員長 安田隆明

貴金属特別会計法の廃止に伴う経過措置

貴金属特別会計法の昭和五十二年四月一日に始
まる会計年度は、貴金属特別会計法の廃止の日
の前日に終わるものとする。

貴金属特別会計の昭和五十二年度の収入及び
支出並びに同年度以前の年度の決算に關して
は、なお從前の例による。

(貴金属特別会計に属する権利義務の帰属)

貴金属特別会計法の廃止の際貴金属特別会計
に属する権利義務は、政令で定めるところによ
り、一般会計に帰属するものとする。

前項の規定により一般会計に帰属した現金
は、同会計の歳入とする。

(大蔵省設置法の一部改正)

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四
号)の一部を次のように改正する。

第十三条中第七号を削り、第六号の二を第七
号とする。

(接収貴金属等の処理に関する法律の一部改
正)(昭和二十四年法律第三百三十五号)の一部を次のように改
正する。

附則中第五項及び第六項を削り、第七項を第
五項とし、第八項を第六項とする。

1 この法律は、公布の日から昭和五十三年三月
三十一日までの間において政令で定める日から
施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

又は死」当時の歳費年額とみなし、改正後の国
会議員互助年金法の規定によつて算出して得た
年額に改定する。

(職權改定)

前項の規定による互助年金の年額の改定は、總
理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行う。
附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和五十二
年四月一日から適用する。

審査報告書

国会における各会派に対する立法事務費の交
付に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年四月十六日

議院運営委員長 鍋島 直紹
参議院議長 河野 謙三殿

審査報告書

国会における各会派に対する立法事務費の交
付に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年四月十六日

議院運営委員長 鍋島 直紹
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

1、委員会の決定の理由

本法律案は、本年四月から立法事務費の月額
を現行の二十万円から四十万円に改めようとす
るものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

要領書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年四月十六日

議院運営委員長 鍋島 直紹
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

1、委員会の決定の理由

本法律案は、本年四月から立法事務費の月額
を現行の十八億三千百二十万円である。

昭和五十二年四月十六日

議院運営委員長 鍋島 直紹
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

1、委員会の決定の理由

本法律案は、本年四月から立法事務費の月額
を現行の十八億三千百二十万円である。

昭和五十二年四月十六日

議院運営委員長 鍋島 直紹
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

1、委員会の決定の理由

本法律案は、各議院の法制局に法制主幹を置
た国会議員等に給する互助年金について、基礎歲
員互助年金法の一部を改正する法律案外二件につ
きまして御報告申し上げます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法
律案は、昭和四十八年三月三十一日以前に退職し
た国会議員等に給する互助年金について、基礎歲
員互助年金法の一部を改正する法律案外二件につ
きまして御報告申し上げます。

次に、国会における各会派に対する立法事務費
の交付に関する法律の一部を改正する法律案は、
立法事務費の月額を四十万円に改定することと
し、本年四月一日から適用することといたしてお
ります。

本件は、委員会におきましては、審査の結果、
多數をもつて可決すべきものと決定いたしました。
次に、国会における各会派に対する立法事務費
の交付に関する法律の一部を改正する法律案
は、各議院の法制局に法制主幹を置くことといた
しております。

以上二件は、いずれも、委員会におきまして
は、審査の結果、全会一致をもつて可決すべきも
のと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これより採決をいたし
た。

出席者は左のとおり。

議員	太田 淳夫君	河野 謙三君
	下村 泰君	矢原 秀男君
副議長	相沢 武彦君	喜屋武真榮君
	青島 幸男君	桑名 義治君
	市川 房枝君	市川 房枝君
	柄谷 道一君	塩出 啓典君

議院法制局法の一部を改正する法律
議院法制局法(昭和二十三年法律第九十二号)の一
部を次のよう改定する。

第四条の二 各法制局に法制主幹を置き、法制局
長が、議長の同意を得て參事の中からこれを命
ずる。

法制主幹は、法制局長の命を受け重要な法律
問題に関する事務を掌理する。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

議院法制局法の一部を改正する法律
まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法
律の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(前田佳都男君) 通半数と認めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(前田佳都男君) 通半数と認めました。

○副議長(前田佳都男君) 通半数と認めます。

〔賛成者起立〕

昭和五十二年四月十六日 参議院会議録第九号

議長の報告事項

二九〇

同	片山 基市君	久保 亘君	望月 邦夫君	
同	杉山善太郎君	前川 曜君	斎藤栄三郎君	
同	対馬 孝且君	藤原 房雄君	町村 金五君	
同	相沢 武彦君	峯山 昭範君	黒住 忠行君	
同	桑名 義治君	塙出 啓典君	森中 守義君	
同	矢原 秀男君	加藤 進君	川野辺 静君	
同	渡辺 武君	神谷信之助君	宮田 輝君	
同	岩間 正男君	杳脫タケ子君	片山 基市君	
同	小笠原貞子君	田渕 哲也君	岩本 政一君	
同	三治 重信君	桑名 義治君	高橋雄之助君	
同	峯山 昭範君	久保 亘君	安井 謙君	
同	田渕 哲也君	塙出 啓典君	松永 忠二君	
同	久保 亘君	矢原 秀男君	青木 薫次君	
同	塙出 啓典君	岩間 正男君	塙出 啓典君	
同	神谷信之助君	杉山善太郎君	藤原 房雄君	
同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同	加藤 進君	
法務委員	堀見 勉二君	理事 安孫子藤吉君 (安孫子藤吉君の補欠)	神谷信之助君	
大蔵委員	黒住 忠行君	文教委員会	杳脫タケ子君	
社会労働委員	森中 守義君	理事会 山崎 竜男君 (山崎竜男君の補欠)	田渕 哲也君	
農林水産委員	川野辺 静君	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。	向井 長年君	
運輸委員	佐藤 信二君	議院法制局法の一部を改正する法律案 (議院運営委員長提出)	喜屋武眞築君	
同	宮田 輝君	同日委員長から左の報告書が提出された。	矢原 房雄君	
通信委員	初村滝一郎君	社会議員会に於ける各会派に対する立法事務費の交付	和田 謙夫君	
同	森 勝治君	議院法制局法の一部を改正する法律案 (議院運営委員長提出)	矢原 秀男君	
同	神沢 浄君	同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣提出案を受領した。	同	
予算委員	同	議院法制局法の一部を改正する法律案	同	
同	同	内閣提出案	同	
同	同	法務委員	同	
同	同	地方行政委員	同	
同	同	内閣委員	同	
同	同	石本 茂君	同	
同	同	山崎 弘君	同	
同	同	秦 豊君	同	
同	同	山本茂一郎君	同	
同	同	石敏 二朗君	同	
同	同	遠藤 要君	同	
同	同	藤川 一秋君	同	
同	同	同	同	

同 内田 善利君

塙出 啓典君

は即日これを内閣委員会に付託した。

桑名 義治君

河田 賢治君

三名発議)

近藤 忠孝君

加藤 進君

同日衆議院から、同院において修正議決した左の

田渕 哲也君

同 同

内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを

柄谷 道一君

内閣委員会に付託した。

決算委員

野口 忠夫君

同 同

恩給法等の一部を改正する法律案

峯山 昭範君

同 同

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつ

片山 基市君

同 同

内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

和田 静夫君

同 同

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共

農業改良助長法の一部を改正する法律案

相沢 武彦君

同 同

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

矢追 秀彦君

同 同

農林水産委員会に付託

中沢伊登子君

同日委員長から左の報告書が提出された。

法律案可決報告書

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する

業信用保険に関する特別措置等に関する法律の

一部を改正する法律案可決報告書

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律の

一部を改正する法律案可決報告書

同日議員から左の議案が提出された。よつて議長

内閣委員会

理事 野田 哲君 (野田哲君の補欠)

理事 秦 豊君 (秦豊君の補欠)

可決報告書

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求める件議決報告書

子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求める件議決報告書

税関における物品の評価に関する条約の改正の受諾について承認を求める件議決報告書

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求める件議決報告書

貴金属特別会計法を廃止する法律案可決報告書

輸出保険法の一部を改正する法律案可決報告書

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、昨十三日付をもつて通商産業大臣官房審議官綾田季明君は通商産業大臣官房付に任命されたのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第八十回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左の者を第八十回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣から議長宛、通商産業大臣官房審議官山口和男君(同日議長承認)を第八十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

決算委員	上林繁次郎君	同	三治 重信君	旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務に服した者に係る恩給法の特例に関する法律案(片岡勝治君外五名発議)
同	野坂 参三君	決算委員	矢原 秀男君	本日委員長から左の報告書が提出された。
同	三治 重信君	同	小笠原貞子君	国会議員互助年金法の一部を改正する法律案可決報告書
議院運営委員	片山 基市君	同	田渕 哲也君	国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
同	森下 昭司君	議院運営委員	久保 亘君	議院法制局法の一部を改正する法律案可決報告書
同	相沢 武彦君	同	安永 英雄君	昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算可決報告書
同	矢追 秀彦君	同	内田 善利君	昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算可決報告書
同	岩間 正男君	同	塙出 啓典君	昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算可決報告書
同	中沢伊登子君	同	神谷信之助君	昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算可決報告書
同	片山 基市君	同	同日議員から左の議案が撤回された。	昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算可決報告書
予算委員	工藤 良平君	同	同日議員から左の議案が撤回された。	昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算可決報告書
同	秦 豊君	同	同日議員から左の議案が撤回された。	昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算可決報告書
同	寺田 熊雄君	同	同日議員から左の議案が撤回された。	昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算可決報告書
同	森下 昭司君	同	同日議員から左の議案が撤回された。	昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算可決報告書
同	藤原 房雄君	同	同日議員から左の議案が撤回された。	昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算可決報告書
同	相沢 武彦君	同	同日議員から左の議案が撤回された。	昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算可決報告書
同	太田 淳夫君	同	同日議員から左の議案が撤回された。	昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算可決報告書
同	渡辺 武君	同	同日議員から左の議案が撤回された。	昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算可決報告書
同	上田耕一郎君	同	同日議員から左の議案が撤回された。	昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算可決報告書
同	岩間 正男君	同	同日議員から左の議案が撤回された。	昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算可決報告書
同	向井 長年君	同	同日議員から左の議案が撤回された。	昭和五十二年度一般会計予算、昭和五十二年度特別会計予算及び昭和五十二年度政府関係機関予算可決報告書
議長の報告事項 質問主意書及び答弁書	は即日これを内閣審議会に付託した。			に関する質問に対する答弁書

官報(号外)

新東京国際空港公團（以下「公團」という）は、首都圏において新しい国際空港による公共サービス（機能）を供給・確保するためとして、昭和四十一年七月三十日に設立の登記を完了し、同日から成田空港建設に係わる業務を公團として正式に開始したとされている。ところが公團法二十四条の規定により業務開始の法定要件とされている業務方法書の認可を公團が運輸大臣より受けたのが、昭和四十六年十二月一日であり、業務開始後、実に五年四ヶ月を経た後のことである。

右事実に鑑み、公團法の運用に職責を有する運輸大臣の御見解を賜りたい。

一 公團が公團法二十四条一項前段の規定により、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を申請した年月日をそれぞれ示されたい。

二 公團が公團法二十四条一項後段の規定により業務方法書を変更したことがある場合、現在迄の一切の変更認可に関し、変更認可申請の年月

日、変更の内容、変更の理由及び運輸大臣による認可の年月日をそれぞれ示されたい。

三 公團は公團法附則五条の規定により設立の登記をすることで成立するとあるが、公團の設立の登記が行われた年月日を示されたい。

四 公團が公團法二十条に規定される業務を法律上正式に開始した年月日及びその法律上の根拠規定を示されたい。

五 公團法二十五条の規定による公團の事業年度について、最初の事業年度は経過措置として何時に始まり何時に終つたか、それぞれの年月日を示されたい。

六 公團の最初の事業年度について、公團法二十九各項各号の業務に関して、それぞれ予算・決算を示されたい。

七 公團の昭和四十二事業年度以降昭和五十事業年度に至る各事業年度毎に、公團法二十条各項

八 公團法四十二条一号の規定によれば、公團法二十四条一項前段の規定による業務方法書の認可を受けずに業務を開始した場合、三万円以下に過料に処することになるとしてよいのか。しからざれば、その理由を示されたい。

九 公團法二十四条一項前段の規定による業務方法書の認可を受けずに業務を開始することは、また業務方法書を無認可のまま業務を続行することは、違反があるときに該当するとしてよいのか。しからざれば、その理由を示されたい。

十 八及び九で該当する公團役員は、総裁、副総裁又は担当理事のいずれか。

十一 公團が公團法二十四条一項前段の規定による業務方法書の認可を、業務開始後五年四ヶ月にわたり受けなかつた原因及び理由は何か。

十二 公團が公團法二十四条一項前段の規定により業務開始の法定要件とされている業務方法書の認可を受けることなく、五年四ヶ月にわたり

右法定要件を欠如したまま空港建設などの業務を行つてきたという事態に関し、公團法三十六条一項の規定により公團を監督する任にある運輸大臣として、
 (1) 右違法事態を放置してきた原因及び理由を示されたい。
 (2) 右違法事態の発生を知つた年月日及び知るに至つた経路を示されたい。

十三 公團法二十六条の規定により、公團が毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に運輸大臣の認可を受けたということをもつてしては、公團法二十四条一項の規定により公團が業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならないといふ公團法上の要請を代行し得ないと思料するが、運輸大臣の見解はどうか。根拠・理由を添えて明らかにされたい。

十四 公團設立後五年四ヶ月にわたる空港建設などの業務の強行は、地元農民や周辺住民との間

に幾多の紛争をひきおこし、千葉県警察本部が警備に出動してきたと聞くが、その際公団は自ら遂行中の業務が、公団法に違反し、業務開始の法定要件を欠いた無認可業務であると千葉県警察本部にあらかじめ説明しておいたか。

十五 公団による空港建設などの業務が、業務開始後五年四ヶ月にわたり適正手続きを欠いたものであることを知らないまま、千葉県警察本部は空港建設の警備に出動していたと運輸大臣は判断するのか。事実はどうだったのか。

十六 昭和四十九年四月二十六日付内閣答弁書において、田中角栄首相(当時)は「緊急を要する公共事業であつても、法手続きを無視してよいとする理由はなく、法手続きの簡略化については、明文の規定が必要であることはいうまでもない。」と回答し、昭和五十年五月十六日付内閣答弁書において、三木武夫首相(当時)は、同じ質問に対し「政府の見解は從前のことおりである。公共事業であつても、法手続きを無視してよい

とする理由はなく、現行法令の定める手続きを従つて行われるべきものであることは当然である。」と回答しているが、公共事業の遂行と法手続きについて、田村元運輸大臣はどのような見解をおもちでおられるか。

十七 公団の業務方法書の変更認可申請は、昭和四十九年六月二十一日になされ、同年七月二十五日に認可した。その内容は、公団の規程で廃止すべきものがあつたことに関連し、当該規程を引用する部分を改正したものである。

十八 公団の設立の登記は、昭和四十一年七月三十日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わった。

十九 公団の最初の事業年度は、昭和四十一年七月三十日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わった。

二十 公団はその成立の日である昭和四十一年七月三十日に業務を開始した。

二十一 業務方法書の認可申請は昭和四十六年十月一日になされ、同年十一月一日に認可した。

二十二 業務方法書の認可申請は昭和四十六年十月一日になされた。

二十三 公団はその成立の日である昭和四十一年七月三十日に業務を開始した。

二十四 業務方法書の認可申請は昭和四十六年十月一日になされた。

二十五

昭和五十二年四月十五日

内閣総理大臣 福田 起夫

三月三十一日

公団の設立の登記は、昭和四十一年七月三十

(単位 百万円)

事業年度	予算額	決算額
昭和四一事業年度	一、五〇〇	四九二
昭和四二事業年度	五、〇四七	一、八五三
昭和四三事業年度	一〇、〇〇〇	六、六九四
昭和四四事業年度	一五、〇〇〇	一四、九九三
昭和四五事業年度	三〇、二九一	二一、八五四
昭和四六事業年度	六一、六五三	四五、七四七

参議院議員秦豊君提出新東京国際空港公団が犯した同公団法違反の無認可業務に関する質問に対する回答

参議院議員秦豊君提出新東京国際空港公団が犯した同公団法違反の無認可業務に関する質問に対する答弁書

一について

新東京国際空港公団(以下「公団」という。)の

昭和四十七事業年度	四三、八四一	五〇、一三五
昭和四八年事業年度	二九、七九六	三一、〇二一
昭和四九年事業年度	三二、七二七	二八、一五七
昭和五〇事業年度	三六、四一九	三七、八七一

八から十一までについて

業務方法書については、その認可申請を速や

かに行なうよう公団を指導してきたところである

が、公団の認可申請が遅れたことは、誠に遺憾

である。本件については、昭和四十六年十月一

日に公団總裁から運輸大臣に始末書が提出さ

れ、同年十一月二十七日に運輸省航空局長から

公団總裁に対し厳重に注意したところであり、

公団に対する監督上の措置は既に済ませてい

る。また、このような事情から、公団の役員に

新東京国際空港公団法（以下「法」という。）第四

十二条の制裁を加えるまでのことはないと考え

る。

十三について

法第二十四条は、公団の業務方法書につい

て、法第二十六条の規定による公団の毎事業年

度の事業計画等に係る認可とは別個に、運輸大

臣の認可を受けるべきことを定めている。

十四及び十五について

公団から千葉県警察本部に対し、業務方法書

の認可に関し、説明したことはないと聞いてい

る。

十六について

政府の見解は、従前のとおりである。公共事

業であつても、法手続を無視してよいとする理由はなく、現行法令の定める手続に従つて行われるべきものであることは、当然である。

沖縄県における米軍の油送パイプラインの撤去等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年三月二十四日
参議院議長 河野 謙三歳

高屋武真栄

インは、早急に全面撤去すべきものと考える。

そこで、以下の諸点につき政府の考え方伺いたい。

一 政府は、昭和五十一年七月十八日に行なわれた第十六回日米安保協議委員会において、パイプラインの撤去等について、米国との間で合意をしたと聞いているが、その内容（場所・区間・

名称等）を具体的に示されたい。また、合意事項について政府としてはいつまでに完了する考えであるか。

沖縄県における油送パイプラインは、那覇市や

浦添市など住宅密集地を串刺しにする形で延々と

敷設されているばかりでなく、小学校の校庭にも敷設されていて、極めて危険であり、消防法上も違法性がある。現にパイプの損傷、腐食等に起因すると思われる油漏出事故が続出したことは周知の通りである。したがつて、これらのパイプラ

インは、早急に全面撤去すべきものと考える。そこで、以下の諸点につき政府の考え方伺いたい。

インは、早急に全面撤去すべきものと考える。そこで、以下の諸点につき政府の考え方伺いたい。

予算額及びその使途の内訳を詳細に示された

い。

三 宜野湾・那覇間を通るパイプラインの撤去

は、住民の生命・身体・財産の安全を確保する上から特に急を要するが、いつまでに撤去するつもりであるか、その時期を明示されたい。

四 沖縄市立北美小学校校庭を通つているパイプ

ラインは、児童生徒の生命・身体の安全を図るために早急に撤去されるべきであるが、いつまでに調査し、またいつまでに撤去するのか、その時期を明示されたい。

五 前述の第十六回日米安保協議委員会以来八か月以上が経過しているが、合意事項について、いかなる進展をしているのか示されたい。

六 横浜市の米軍基地においては、昭和五十一年十二月一日の日米合同委員会において政府が米

軍と話し合い、米軍基地内の貯油所について立

入調査を認められていることである。沖縄

県においても、住民の安全を図るため同様の米

軍基地内立入調査を認められるべきものと考え

るが、政府にその意志があるかどうか伺いた

い。

右質問する。

昭和五十二年四月八日

内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県における米

軍の油送パイプラインの撤去等に関する質問に

対し、別紙答弁書を送付する。

る米軍の油送パイプラインの撤去等に関する

質問に対する答弁書

一及び五について

昭和五十一年七月八日開催された第十六回安全保障協議委員会において、沖縄の陸軍貯油施

設のうち、那覇市、宜野湾市間の大部分及び北

谷村・具志川市間の送油管区域の大部分につい

ては、移設措置とその実施に係る合意の成立後

に、また、嘉手納町・読谷村間の大部分につい

ては、移設を要せず、それぞれ返還されるこ

ころである。

二について

陸軍貯油施設等の移設工事に係る昭和五十二

年度予算要求額及び移設の内容は、次とおり

である。

移 設 対 象 施 設	移 設 の 内 容	予 算 要 求 額
那覇港湾施設 (貯油施設地区) 陸軍貯油施設 (北美小学校部分)	貯油タンク	一四億九、五〇〇万円
(北谷村・具志川市間の送油管区域の一部)	送油管	五、九〇〇万円
合 計	調査工事	一五億五、四〇〇万円

三 参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県における米軍の油送パイプラインの撤去等に関する質問については、第十五回安全保障協議委員会において、移設措置とその実施に係る合意の成立後、返還されることが了承されたものであり、現在、米側との間で貯油タンクの移設措置を含め、所要の調整を行つてゐるものである。

とが了承された。

政府としては、現在、この計画に基づき米側

との間で具体的な返還の範囲、移設の条件等所

要の調整を行つてゐるところであり、できるだ

け早期に返還が実現されるよう努力していると

ころである。

三について

政府としては、移設に関する対米調整及び今後の予算措置等の関係もあり、現段階において、これを明らかにすることはできないが、対

米調整を極力促進し、関係地方公共団体等の協力を得て、できるだけ早期に当該送油管区域の返還を実現する方針で移設工事を進めてまいる所存である。

四について
昭和五十一年度において、当該送油管の移設工事を実施する予定である。
六について

昭和五十一年十二月一日の合同委員会における合意は、米軍鶴見貯油施設について、米軍が公共の安全に妥当な考慮を払う見地から、安全検査、安全対策、安全確保体制等の措置をとる

こととし、それらの措置の実施に当たつて、日

本側関係当局の職員が参加すること等の措置を含め、日本側関係当局の適切な援助を受ける用意がある旨を明らかにしたものである。

また、米軍鶴見貯油施設についての措置は、

直ちに沖縄その他の貯油施設に適用されるものではない。

しかしながら、現在進めている鶴見貯油施設の安全対策等の作業を通じて、貯油施設一般についての安全対策等に係る我が国の関係法令に

空港における消防力整備と空港周辺自治体における消防施設整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和五十一年四月一日

これは政府の航空運輸行政、消防・防災行政の根本的欠陥を余すところなく露呈したものであり、政府の怠慢にほかならず、甚だ遺憾である。国民の批判が、國の航空運輸および防災にかかる行政に集中している今こそ、襟を正して直ちに積極的対策を講すべきである。

かかる見地から以下に一、三の質問をおこなうものである。

政府、航空各社は、大阪空港へのエアバス乗入

り、それが鶴見貯油施設以外の米軍貯油施設についての米側の安全対策等についても反映されることが十分期待される。

一 第三種空港における消防力の整備について
(1) 昭和四十六年十一月十三日消防災第六九号

整備、空港周辺自治体の消防施設整備について

頼が提出されて以来、五年以上が経過してい

た。

るが、ほとんどが未整備の状況のまま放置されている。たとえば全消会空港消防特別委員会が作成した昭和五十一年九月一日現在の第

三種空港における消防力基準と現有消防力との比較によると、化学消防ポンプ車は十七空

港中、富山など十六空港が消防力基準以下で

あり、うち十五空港では保有しておらず、水

そう付自動車は十七空港すべてが基準以下である。政府はこの怠慢の責任をどのように考

えているのか、また、この事態と「依頼人」にたいしてどのように処置してきたのか明確にことえられた。

(2) 政府は十七空港の現有消防力の状況で空港および周辺住民の保安を保障しうると考えて

いるのか、具体的な資料によつてことえられ

力基準を策定しているのか、策定しているの

(4) 空港所在自治体に対する航空機災害対策

であればその内容をしめされたい。また、も

し策定していないのであればその理由をしめ

されたい。

(3) 政府は「第三種空港における消防力の基準」により整備する方針をもつてゐるのかどうか、その場合、この基準による整備の場合

の必要経費の総額と実施計画をしめされた

い。

二 空港周辺における航空機災害に対応する消防力基準について

(1) 昭和四十六年十二月にしめされた「第三種

空港における消防力基準」について、政府は

十五年以来くりかえし要望してきているが、政府はいかなる方策を講じてきたのか、放置してきたとすればいかなる理由であるのか明らかにされたい。

四 伊丹市の航空機災害に対する消防対策について

(1) 大阪空港における航空機災害事故の通知方法は、空港当局—東消防署神津出張所—本署

通信室とされているが、これを今後は空港当

局—本署の直通もできるように改める考えは

ないか。現在、いかなる理由で直通としてい

(2) 政府は大阪空港にエアバス(大型ジェット

機)の乗入れを画策しているが、エアバス乗

入を想定した場合の大坂空港における消防

機の乗入れをしめされた。

(2) 政府は大阪空港に対する消防施設整備のための特別交付税の交付

(4) 空港所在自治体に対する消防施設整備のための特別交付税の交付

(4) 東消防署神津出張所は防音していない

レハブ)ため支障が生じているが、同出張所に防音工事を実施すべきではないか。

右質問する。

昭和五十二年四月十五日

内閣総理大臣 福田赳氏

参議院議長 河野謙三殿

(1) 昭和四十六年十一月十三日消防災第六十九

方公共団体に対し指導している。

のすう勢にかんがみ、政府としても、当該空港における消防力の充実強化に努めるよう関係地

で行べきものであるが、就航機材の大型化等

港の設置管理者たる地方公共団体の責任において

いる。

三について

(1) 航空機騒音対策事業及び空港とその周辺の

整備事業その他の大手の空港対策に要する費用を充てたため、昭和四十七年度に航空機燃料譲与

が、消防本部との間に直通専用電話を直ちに設ける必要ないと聞いています。

津出張所との間に専用電話を設置している

伊丹市であり、同市から出張所の改築につい

て起債措置等の申請があつた場合には、優先

的取り扱うこととしたい。

伊丹市消防廳舎の防音工事の実施主体は

税が創設されたが、その用途に空港又はその

周辺に配置される消防施設の整備を含めており、空港消防体制の整備に資しているものと

考えられる。

〔参考〕

四月十五日議長において、左のとおり議席を変更した。

一七四 片岡 勝治君
一七五 田 英夫君
一七六 宮之原貞光君
一七七 鈴木美枝子君

(2) 大阪国際空港における現在の消防力は、工事に記載されている「第三種空港における消防力の基準」は、我が国における第三種空港の立地条件等を考慮して、望ましい消防力を確保するための参考指針として示しているものである。

(2) 空港所在市町村の消防施設の整備に対する財政措置については、從来から国庫補助金の配分及び起債の充当を優先的に取り扱つべき

たところであるが、今後においても実態に応じてその充実について検討してまいりたい。

防音設備と空港周辺自治体における消防力

設置に関する質問に対する答弁書

一について

第三種空港における消防力の整備は、当該空

書に定められた消防力に関する基準を満たし

(1) 大阪国際空港に最も近い伊丹市東消防署神

四について

一七八 神沢 淳君

二一六	小山 一平君
二一七	寺田 熊雄君
二一八	佐々木静子君
二一九	辻 一彦君
二二〇	
二二一	
二二二	
二二三	小谷 守君
二二四	
二二五	工藤 良平君
二二六	
二二七	上田 哲君
二二八	
二二九	松本 英一君
二三〇	
二三一	竹田 四郎君

第八号中正誤	
一六 一六 一六 一六	段 行 誤
一六 一六 一六 一六	存け 存じ 正
一六 一六 一六 一六	
一六 一六 一六 一六	

昭和五十一年四月十六日 參議院会議録第九号

明治二十九年三月三十日
第三種郵便物認可書

定価 一部 二二〇円

發行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂見附二番地 郵便番号一〇七
電話 東京 五八二 四四二一(六代)

1101